

2022年度税制改正に関する要望書

2021年11月18日



日本暗号資産ビジネス協会
Japan Cryptoasset Business Association

目次

2022年度税制改正に関する要望書.....	1
概要	2
1. はじめに.....	3
2. 本要望書の目的.....	3
3. 両協会について.....	4
4. 暗号資産に関する現状認識.....	4
(1) 暗号資産市場の現状.....	4
ア 暗号資産市場の動向.....	4
イ 海外における暗号資産投資の位置づけの変化.....	5
ウ 国内における暗号資産投資の位置づけの変化.....	6
エ JCBAによるアンケート調査.....	7
(2) 法令改正による暗号資産の位置づけの変化及び暗号資産市場の健全化.....	7
ア 法令改正の経緯.....	7
イ 改正法における暗号資産の法規制上の位置づけ.....	7
ウ 利用者保護及び業界の健全化のための制度改正の概要.....	8
エ 業界団体による業界健全化に向けた自主的な取り組み.....	9
(3) 暗号資産税制における課題.....	10
(4) 税制上のインプリケーション.....	12
5. 要望骨子.....	12
6. 各論	13
添付1. 「暗号資産」のユースケースに係る第1回報告書.....	15
はじめに	16
I. 「暗号資産」に係るユースケースの拡大及びエコシステムの整備.....	18
1. 機関投資家の参入とリテール投資商品の拡大.....	19
2. 資産価値の保全（インフレヘッジ）.....	22
3. 決済・支払手段としての活用.....	24
4. カストディの台頭.....	27
5. 金融機関の暗号資産業界への参入.....	29
6. 「暗号資産」に係る事業者のステータスの向上.....	30
(参考) 国内の「暗号資産」に係るユースケースの動向.....	31
II. ユースケースの構想・アイデア.....	32
1. 「暗号資産」を活用したユースケース～地方創生IEO.....	32
2. 地域活性化とデジタル地域通貨及び「暗号資産」.....	34
III. 「暗号資産」に係るユースケースの創出プロジェクトの支援案件の募集.....	35
1. JCBAによるユースケース創出支援.....	35
2. ユースケース創出支援に係るガバナンス体制の構築.....	36

3. ユースケース創出の支援案件の募集.....	36
添付2. 暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果.....	39
添付3. 暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果に基づく分析結果	45
添付4. 暗号資産の各国税制比較表.....	46

2022年度税制改正に関する要望書

本要望書は、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体であるJVCEAと、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」にて業界団体として唯一参加し毎年要望を行ってきたJCBAが、2022年度税制改正にあたり、両協会の会員である暗号資産交換業者及び暗号資産関連ビジネス事業者により税制改正が求められる事項を整理した上で、とりまとめたものである。

概要

■要望骨子

暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。暗号資産デリバティブ取引についても同様とする。

■暗号資産に関する税制の課題

2020年以降、海外では伝統的な金融機関や機関投資家による暗号資産投資への参入が拡大、暗号資産の時価総額及び取引金額は引き続き世界的に増加を続け、他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が確立されつつある。そのような中で①税務申告促進の必要性、②税の公平性や制度内の整合性、③海外との競争力確保、という観点で申告分離課税が必要不可欠であると考えます。

① 税務申告促進

暗号資産の仕組みや取引の特殊性を鑑みると、利用者による適正な税務申告によって捕捉性を高めることが税の徴収において重要であると認識している。しかし、現状税制では暗号資産による利益は一律の税率でないこと、また申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができないことなどが、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げていると料する。

② 税の公平性や制度内の整合性

2020年の金融商品取引法や資金決済法の改正により、暗号資産の法規制上の位置づけに重要な変化があった。業界団体による自主規制も行われ、利用者保護や業界全体の健全化も進んでおり、他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつある。このような暗号資産の金融商品としての法規制上の位置づけや、他の金融商品の枠組みの中で暗号資産の派生商品が生じている現状を鑑み、他の金融商品との税制度における整合性・公平性を担保する必要があると考えている。

③ 海外との競争力確保

暗号資産を利用した資金決済分野の革新やブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に備え、原則キャピタルゲイン課税とする主要国の暗号資産税制との乖離を縮小する必要がある。

■要望にあたり実施した取り組みについて

① **投資家アンケート調査及び分析**：現状の税制から分離課税にすることにより懸念される税収への影響に対して一般の暗号資産投資家の方々を対象にした暗号資産税制に関するアンケート調査を実施。1万人を超えるアンケート回答よりデータ分析を行い、増収効果と申告分離課税導入の有効性を示した。

② **各国の暗号資産税制比較**：他国の税制と比較をすることでそれらと劣後しない環境整備を提言した。

③ **暗号資産のユースケース報告書**：暗号資産の多様で革新的な側面の理解促進・投機の道具というイメージの払拭を目的にユースケースに関する昨今の事例や海外動向について整理をした報告書を添付した。

2022年度税制改正に関する要望書

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）

一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）

1. はじめに

我が国は2017年4月に施行された改正資金決済法により一時は世界をリードする立場にあった。しかしながら、暗号資産（仮想通貨）¹に関連する現行の国内税制や規制の適用を回避するために活動拠点を海外に移転する事業者が散見されるなど、諸外国と比較して、ブロックチェーン技術を活用した新たな事業が国内において増加していないという状況がある。今後、ますます進展することが想定される暗号資産を利用した資金決済分野の革新や、暗号資産を決済手段として用いるブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に際し、我が国の優位性を損ない、また次世代技術を用いた産業の戦略的な取り込みが危ぶまれる状況となっているものと思料する。

このような認識の下、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体であるJVCEAと、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」にて業界団体として唯一参加し毎年要望を行ってきたJCBAは、2022年度税制改正にあたり、両協会の会員である暗号資産交換業者及び暗号資産関連ビジネス事業者により税制改正が求められる事項を整理した上で、以下のとおり、要望するものである。

2. 本要望書の目的

国立研究開発法人科学技術振興機構が指摘するとおり²、ブロックチェーン技術は「個人及び社会の重要データの共有と価値の交換を安全かつ高信頼に実現するための基盤技術」であり、情報伝達の基盤であるインターネットに対して、ブロックチェーンは価値交換の基盤となる技術と位置付けられる。現状のブロックチェーン技術は、初期のインターネットがそうであったように要素技術・応用技術は未だ成熟の域に達していない。しかしまた、インターネットがそうであったように、技術の進展と共に社会に不可欠の基盤となる可能性を相当程度持った技術であることは、ドイツ、フランス、インド、中国、豪州をはじめとする先見の明を持つ国家が、押しなべて国家として戦略的にブロックチェーン技術の応用に取り組むことを表明し、具体的な取り組みを開始していることから明らかなのではないかと考える。

他方で、我が国においては、国家としてブロックチェーン戦略を打ち立てることができておらず、インターネットにおいて取り戻せないほどの後塵を拝した過ちを繰り返しつつあった。ただし、本年6月の成長戦略会議において、新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備が成長戦略実行計画案に盛り込まれ、ブロックチェーン技術の活用にも言及されていることから、今後の大胆な巻き返しが期待される³。日本政府の目指すSociety5.0の実現のためには、ブロックチェーン技術を含めたデジタル技術を社会に普及させていくことが不可欠である。とりわけパブリックブロックチェーンを活用した暗号資産は、現状、ブロッ

¹ 改正資金決済法により、仮想通貨の名称を暗号資産に変更されているため、本書では、法改正施行後の暗号資産の名称を用いることとする。

² 出所：科学技術振興機構研究開発戦略センター「戦略プロポーザル 次世代ブロックチェーン技術」（2020年4月13日）<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2019/SP/CRDS-FY2019-SP-09.pdf>

³ 出所：成長戦略会議「成長戦略実行計画案」（2021年6月18日）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai12/siryoku3.pdf>

クチェーン分野で最も成功しているセクターであり、国民に暗号資産へのアクセスや決済利用を躊躇させるような税制となっている現状は、Society5.0の実現という目標にとって逆効果となっていると考えられる。

このような現状を克服し、今後見込まれる暗号資産を利用した資金決済分野の革新や、暗号資産を決済手段として用いるブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化の可能性に備える必要がある。

以上の視点のもと、両協会は、暗号資産の決済における利用促進、市場の活性化、関連産業の発展を期するべく、あるべき暗号資産税制について以下のとおり要望する。

3. 両協会について

JVCEAは、暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の自主規制団体であり、資金決済法に基づく「認定資金決済事業者協会」と金融商品取引法に基づく「認定金融商品取引業協会」を兼ねている。JVCEAは、会員の行う暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者保護に資することを目的として活動している。

JCBA は、暗号資産取引業者、金融商品取引業者、ウォレット、システム・セキュリティなどの暗号資産・ブロックチェーンに関連するビジネスに従事する事業者やビジネス参入を検討する事業者、コンサルティングファーム、法律事務所、税理士など、合計97社（2021年7月30日現在）が会員として加入している。JCBA は、このような幅広い関連事業者の協力を得て、来るべき自律分散型の協調社会における社会基盤となることが期待されるブロックチェーン、とりわけその原動力となる暗号資産の可能性を拓く礎となり、我が国における暗号資産ビジネスの持続的な発展を期することを目的に活動している。

4. 暗号資産に関する現状認識

暗号資産市場の現状を示すとともに、法規制の観点から、暗号資産関連ビジネスに関わる団体としての認識を示す。

(1) 暗号資産市場の現状

ア 暗号資産市場の動向

国内外合わせたビットコイン市場全体について、2017年に時価総額及び取引金額が大きく増加した。その後、2018年は減少傾向となったものの、2019年4月以降は増加傾向にあり、2021年3月現在においては時価総額で約120兆円となっている。また、ビットコインの取引金額は、2020年になってから高水準で推移し、3月には1日平均で約5.8兆円となっている⁴。

次に、決済での利用をみると、2013年に世界で決済利用できる店舗数は、2013年6月に60店舗ほどであったが、2021年6月には23,000店舗ほどとなり、350倍以上の増加をみせており⁵、国内では家電量販店や旅行会社、飲食店などで暗号資産決済が導入されている。

一方で、国内市場の取引金額は、一般社団法人日本暗号資産交換業協会（JVCEA）の公表によると、国内暗号資産市場の取引高は、証拠金取引に関し、自主規制によりレバレッジ倍率が引き下げられたことの影響もあり一時期証拠金取引額が減少するが、全世界でのビットコインの

⁴ 出所：<https://coinmarketcap.com/currencies/bitcoin/historical-data/>

⁵ 出所：<https://coinmap.org/view/#/world/35.74390000/139.64610000/2>

取引高増加に合わせて、2019年4月以降は現物取引、証拠金取引の取引高も概ね増加傾向にあり、2021年3月の現物とデリバティブ取引金額の合計は10兆円となっている⁶。

また、2018年以降、利用者口座の数は増加してきており、2021年3月には432万口座となっている。専業暗号資産交換業者のうち1社だけを見ても135万口座が開設されており⁷、その他の大手専業暗号資産交換業者においても同程度数の口座が開設されていることから、取引人口の多さは明らかである。なお、この432万という口座数は、店頭FXの税制改正が行われた2011年当時のFX取引口座数を既に超えており⁸、普及度において既に暗号資産はFXと同程度以上の水準に達しているといえる。

・ビットコインの時価総額 (億円)

	2017年12月末	2018年12月末	2019年12月末	2020年12月末	2021年3月末
時価総額	267,552	72,100	142,036	556,004	1,213,648

出所：CoinMarketCapが公表する履歴データより作成

・ビットコインの取引金額 (1日平均) (億円)

	2017年12月	2018年3月	2019年4月	2020年3月	2021年3月末
時価総額	14,952	6,627	16,578	44,808	58,948

出所：CoinMarketCapが公表する履歴データより作成

・国内暗号資産市場における取引高 (億円)

	2018年度下期	2019年度上期	2019年下期	2020年度上期	2020年度下期
現物取引	29,215	46,522	30,047	44,661	161,394
証拠金取引	360,649	440,289	251,813	301,605	672,034

出所：JVCEA公表統計データより作成

・国内暗号資産市場における口座数 (千口座)

	2019年3月末	2019年9月末	2020年3月末	2020年9月末	2021年3月末
設定口座数	2,853	3,076	3,318	3,596	4,321

出所：JVCEA公表統計データより作成

イ 海外における暗号資産投資の位置づけの変化

2020年以降、主に北米において「暗号資産」を投資対象と捉える機関投資家の参入及びその投資額が急速に拡大している。伝統的な機関投資家の参入は、「暗号資産」が短期売買による「投機」の対象としてではなく、資産ポートフォリオの一部を構成し中長期にわたって保有することを前提とする「投資」の対象として捉えられていることを意味する⁹。

⁶ 出所：一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（JVCEA）統計資料 <https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202104-KOUKAI-01-FINAL.pdf>

⁷ 出所：コインチェック株式会社 2021年度の月次開示情報（速報） https://corporate.coincheck.com/files/monthly_report_202106.pdf

⁸ 出所：一般社団法人金融先物取引業協会 四半期統計データ 店頭外国為替証拠金取引 https://www.ffaj.or.jp/library/performance/quarter_total/quarterly_data/ 2011年6月の顧客口座数は、約360万口座

⁹ 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）「「暗号資産」のユースケースに係る第1回報告書」（JCBA 2021年7月29日） https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2021/07/JCBAuse_case_report20210729.pdf （本要望書添付1参照）

例えば、暗号資産ファンドの運用を手掛ける米国のグレイスケール・インベストメンツ（Grayscale Investments：GI）社がSEC（米国証券取引委員会）に提出した年次報告書によると、同ファンドが保有するビットコインは数量ベースでは 2019年12月末の約26万から 2021年3月末には約 65万へと2.5倍に増えている。簿価ベースでは約8.4億ドルから約74.1億ドルと約8.8倍となる。GI社は資金流入の85%は機関投資家によるものとコメントしており、2020年はビットコインを始めとする「暗号資産」に対して機関投資家の投資資金が大量に流入したことが分かる。ただし、2021年2月にカナダのトロント証券取引所において北米では初となるビットコインETF（上場投資信託）が上場されたことにより今後資金は取引所にシフトしていくことが想定される。なお、米国においてはビットコイン等の「暗号資産」を投資対象とするETFの承認申請は、これまで幾度となくSEC に承認申請されたが、2021年6月時点で承認されたものはない。ただし、2021年3月に米国の伝統的資産運用会社であるフィデリティ・インベストメンツ（Fidelity Investments）が申請を行っており、米国市場の流動性と 同社の知名度、及びETFを活用したデリバティブ取引等が可能になること等を考えると、「暗号資産」の市場に対して非常に大きなインパクトを与えることになることが予想される。また、このような暗号資産投資エコシステムを支える基盤となるカストディ業務に関しても伝統的な金融機関が参入または参入を表明しており、上述のフィデリティはサービスを提供しており、米国最古の銀行であるBNYメロンも参入を表明している。

そして、2021年4月には世界最大級の暗号資産取引所であるCoinbaseが米国NASDAQに上場している。それまでもマイニング事業を行う会社や逆さ合併の手法で上場している取引所はあったものの、相当規模の暗号資産取引所の新規IPOとしては世界初の事例であり、米国での暗号資産の認知を大きく高めた。2021年3月末時点におけるユーザー数は5,600万人、預託金額は時価換算した暗号資産を含め24兆円に達しており¹⁰、日本国内と比較し大きく普及している。

それから、「暗号資産」を決済・支払手段として利用可能にする企業や公的団体及び給与等の支払として利用する動きが拡大している¹¹。多数の加盟店を抱える決済サービスの提供企業が「暗号資産」を決済手段として採用するケースでは、利用者数や利用可能な商品・サービスの数という点でよりインパクトが大きく、また公的団体が「暗号資産」を決済や納税、給与支払いに利用する動きは、「暗号資産」が「投機」以外にも社会的に有用なユースケースがあることを強く示している。

ウ 国内における暗号資産投資の位置づけの変化

一方、国内においては、機関投資家の参入は非常に限定的である。要因としては複数考えられるものの、機関投資家が参入する上でのエコシステムとして必要な機能（カストディ、信頼できる円建暗号資産価格指標のソース、投資信託等の投資手段）が不足していることが挙げられる¹²。

しかしながら、そのような状況にあっても、東証1部上場企業のネクソンが2021年4月28日にビットコインを1億ドル相当購入したと発表し¹³、他にも複数の国内企業が暗号資産を保有するなど¹⁴、新たな潮流が生まれつつある。

¹⁰ 出所：<https://investor.coinbase.com/home/default.aspx>

¹¹ 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）前掲書（本要望書添付1参照）

¹² 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）前掲書（本要望書添付1参照）

¹³ 出所：<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-04-28/QS8WNZTOG1KW01>

¹⁴ 出所：<https://www.cryptact.com/journal/column20210602>

エ JCBAによるアンケート調査

JCBAの税制検討部会は2021年6月、暗号資産投資を行う個人投資家に対して暗号資産税制に関するアンケート調査を実施した¹⁵。アンケート調査によれば、回答者の84%は2020年度の確定申告を行っていなかったが、その大半の理由が暗号資産取引の所得が20万円以下であること、または利益がそもそも未確定であることであった。これら回答者の6割以上は、分離課税が導入された場合には暗号資産への投資額を増やす意向を持っていた。また、暗号資産にかかる所得に対する日本の税率が高いことに起因して海外移住を検討しているとした回答者も約半数に上り、個人投資家の暗号資産税制に対する懸案が浮き彫りとなった。

(2) 法令改正による暗号資産の位置づけの変化及び暗号資産市場の健全化

ア 法令改正の経緯

金融庁を事務局とする「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書において、暗号資産業界の課題として、顧客の暗号資産の流出事案が複数発生したことや、暗号資産の価格が乱高下し投機の対象になっていること、暗号資産交換業者の内部管理体制の整備が追い付いていない実態があったこと、暗号資産を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）が登場しており対応する必要があることなどが指摘された¹⁶。

これを受けて、改正法においては証券性を持つ電子トークンを含む暗号資産とこれを用いた金融取引の法規制上の位置づけが整理されたことに加え、暗号資産取引における利用者保護及び業界の健全化のため、各種規制の適正化がなされた。

イ 改正法における暗号資産の法規制上の位置づけ

資金決済法において、暗号資産は、前払式支払手段や資金移動業者が取り扱う電子マネーなどと同様に、決済手段としての位置づけを与えられ、税制も同法の位置づけと整合する形で暗号資産の租税上の取扱いを整理してきたものと承知している。

しかしながら、資金決済法施行後における実務の展開により、暗号資産の法制上の取扱いには2つの大きな変化が見られる。

第1に、暗号資産は単なる決済手段であるにとどまらず、資産としての性質も帯びるものであるとの理解が浸透してきた。こうした背景のもと、「仮想通貨交換業等に関する研究会」による包括的な検討を経て、法制度も、こうした暗号資産の複合的な性格を受け入れ、昨年5月に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されている。改正法は、第一に、仮想通貨を「暗号資産」と呼称変更し、かつ金融商品取引法上の金融商品として位置付けたことにより、暗号資産の資産性を法令レベルでも認めるに至ったこと、第二に、資産としての暗号資産を安全に保全することの社会的な必要性から、暗号資産の保管業務を新たに登録制のもとに置くこととしたことに見られるように、暗号資産につき決済手段としての性格とともに資産としての性格を持つことを認めたものである。このことは、暗号資産について、法制度は「トレーディングがなされることを前提とした決済手段」として機能することを期したものであると考えることができる。

¹⁵ 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)「暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果（調査期間2021/6/7-7/16、回答数10,639件）」<https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2021/08/2.ResultsofQuestionnaireSurveyonTaxReportingofCryptoAssetsandRevisionofrTax.pdf>（本要望書添付2参照）

¹⁶ 出所：<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html>

第2に、暗号資産のデリバティブ取引について、従前はこれを独自に規律するルールは存在せず、法定通貨又は暗号資産との交換を伴うデリバティブ取引について、その取引部分を暗号資産交換業に付随する「その他の業務」として規制していた。改正法は、暗号資産のデリバティブ取引が、金融商品取引法における通貨デリバティブ取引と実態において類似することを踏まえ、これを金融商品取引法の体系のもとに取り込むこととした。これに伴い、暗号資産のデリバティブ取引を取り扱う業者は、税務当局への支払調書の提出義務を負うとともに、支払調書に記載することとなる個人番号の取得も義務付けられることとなる。法制度、特に資本市場の基本法であるところの金融商品取引法に暗号資産デリバティブ取引を位置づけたということは、暗号資産デリバティブ取引が社会にとって有用な取引形態の一つであることを認めたいうえで、そのための市場の公正¹⁷を実現するとともに、投資者保護を制度的に図ろうという意図に基づくものと評価することができる。

ウ 利用者保護及び業界の健全化のための制度改正の概要

上記の経緯、目的に従い、関連する法律に関し、以下の手当てが行われている。概略を記載する。

(ア) 資金決済法の改正

① コールドウォレット管理の原則義務化

顧客からの預かり暗号資産は原則としてコールドウォレット（オフライン）で管理することが義務付けられる。法令で許容される一定の範囲においてホットウォレットで顧客の暗号資産を管理する場合には、別途、同種・同量の暗号資産をコールドウォレットで保持することが義務付けられた。

② 金銭の信託管理の義務化

従前から利用者財産の分別管理は義務付けられていたが、より倒産隔離を徹底する観点から改正法において、金融商品取引業者と同様、顧客の金銭を信託保全することが義務付けられた。

③ 取り扱う暗号資産等の変更に係る事前届出制の導入

従前、取り扱う暗号資産の追加変更等については事後届出制となっていたが、改正法においては事前届出制に改められ、制度上、事前チェックの仕組みが整備された。

④ 広告・勧誘規制の整備

改正法において広告・勧誘についても整備がなされた。具体的には広告上に商号等の基本情報や暗号資産に関するリスク表示の義務付け、相手方を誤認させるような表示の禁止等が盛り込まれている。

⑤ 暗号資産の管理のみを行う業者に対し、暗号資産の管理に関する規制を適用

前記の「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書において、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディアン）について、「サイバー攻撃による顧客の仮想通貨の流出リスク、業者の破綻リスク、マネーロンダリング・テロ資金供与のリスク等、仮想通貨交換業と共通のリスクがある」とされたことから、FATF勧告も踏まえ、2019年の改正資金決済法においてカストディ業務を営む事業者が登録の対象とされた。

¹⁷ これには、暗号資産デリバティブ市場を通じて、暗号資産の価格発見機能を強化し、暗号資産の価格の安定性を確保することで、決済手段としての暗号資産の機能を十全に発揮させるという効果があるものと承知している。

(イ) 金融商品取引法の改正

① 証拠金取引

暗号資産を用いた証拠金取引について、これまで規制対象外であったことから、外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、金融商品取引法上の登録制及び販売・勧誘規制等が整備された。また、レバレッジ倍率については暗号資産取引が過大な投機に用いられることを防ぐため、特に個人顧客については、上限が2倍までに限定された。

② 暗号資産の不当な価格操作等の禁止

金融商品取引法上、暗号資産の現物取引及び証拠金取引について、上場株式等と同様に相場操縦その他の不公正取引等が禁止されることが明確化された。

(ウ) その他

ICOに係る定義・規制の整備

収益分配を受ける権利が付与されたトークンを暗号資産とは異なる「電子記録移転権利」として定義し、金融商品取引法上の第一項有価証券として株式等と同様に情報開示制度や販売・勧誘規制等の対象となることが明確化された。

他方で、ICOと呼ばれる新規に発行される暗号資産の販売については、2019年6月に金融庁の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者（当時の名称）関係）」の一部が改正され、暗号資産交換業に該当すること、および監督上の視点が示されている。

さらに同年9月にJVCEAの自主規制規則「新規仮想通貨の販売に関する規則」及び「新規仮想通貨の販売に関する規則に関するガイドライン」（いずれも当時の規則名）が制定され、金商法のルールを参考とした情報開示制度や販売・勧誘規制等が整備された。

エ 業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組み

上記の法制の整備により、暗号資産交換業者が暗号資産の新規の取扱に関し、金融庁に対して事前の届出を行うのに加え、JVCEAでは、自主規制上の取組みとして、会員が暗号資産を新規に取り扱うにあたって、以下の観点から会員社内において審査を行った上で、JVCEAに事前届出を行うことを求めている¹⁸。また、届出を受けたJVCEAが会員における審査結果を確認し、JVCEAが異議を述べた場合には、会員は当該暗号資産の取扱いを開始できないこととしている。

このような取組みによって、社会的に有用ないし有望な暗号資産を日本市場に流通させ、マネー・ロンダリングやギャンブル等の不正利用防止の観点から望ましくない暗号資産や、安全管理の観点から問題のある暗号資産を日本市場において流通させないよう、業界として自主的な努力を行っている。

なお、審査項目の具体的項目を例示的に列挙すると、以下のとおりである。

① 暗号資産の普及度

暗号資産の時価総額や取引高、国内外でのユースケースの有無及び内容等の確認を行う。

② ブロックチェーンの概要

暗号資産の基盤となるブロックチェーンの稼働実績、入出金に関する機能、ウォレットの安全性、賭博（ギャンブル）その他の犯罪やマネー・ロンダリング及びテロ資金供与手段と

¹⁸ 日本暗号資産取引業協会「暗号資産の取扱いに関する規則」参照。

https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/B03_jvcea202005.pdf

しての利用状況、プロジェクト関係者による重大な法令違反等が見受けられないこと及び反社会的勢力に該当しないこと、監査法人等による監査が困難でないこと等の確認を行う。

③ 技術的評価

暗号資産に係るプログラムの点検、ブロックチェーンにおけるコンセンサスアルゴリズムの設計の妥当性、ネットワークを運用するためのノードの安定性、外部からの攻撃耐性、ブロックチェーンの開発環境・開発体制の妥当性、品質管理の方法等の確認を行う。

④ プロジェクトの事業性評価

暗号資産プロジェクトにおいて必要な人材が存在することや計画内容の妥当性、プロジェクトの実績、プロジェクト主体の資金調達状況や資金管理状況、ガバナンスや内部管理体制の健全性、利用者に対する情報開示状況等の確認を行う。

⑤ 暗号資産交換業者における社内体制に関する事項

暗号資産の安全管理体制（流出防止のためのウォレットの安全管理）に関する事項、技術対応能力に関する事項、利用者への情報提供に関する事項等の確認を行う。

また、JCBA税制検討部会では、暗号資産の損益計算並びに確定申告上の課題を解決するべく、暗号資産取引の取引履歴形式統一に向けた活動に取り組んでいる。暗号資産取引に係る損益計算においては、利用者が複数の取引業者間での取引を行った場合に各取引業者が提供する取引履歴形式が異なることが損益計算をより煩雑にさせているという課題がある。このような課題を解決するために、国内の取引業者における取引履歴形式を統一することで、利用者の損益計算及び確定申告の便宜を図ることを目指している。

（3）暗号資産税制における課題

上記のとおり暗号資産の現状及び暗号資産を取り巻く近年の法改正や業界の取り組みについて述べてきたが、以下に暗号資産税制の抱える現状の課題点についても述べていく。

① 税務申告促進の必要性

暗号資産交換業者を含む複数の暗号資産取引所やウォレット、サービスの間で送金・受取が起きるため、暗号資産の取得単価を各事業者が把握できないという暗号資産取引の性質上、納税義務者からの自主申告による徴税を行う必要がある一方、その確定申告に必要な損益計算は非常に煩雑であり、要申告者が確定申告を行わないことが危惧される。同時に、登録された暗号資産交換業者を介さない取引については捕捉可能性が極めて低い。その結果、納税の義務を果たしている利用者とそうでない利用者が併存する事態にもつながり、税の公平性の観点でも課題が多い。こういった事態に対応すべき税務当局の負担は大きく、無申告者の捕捉が容易ではないことがトータルでの税収減にも繋がるおそれがある。暗号資産の仕組みやその取引の特殊性に鑑みれば、利用者による適正な申告をより積極的に促進し、もって健全な納税環境及び税の公平性を整備することが目下重要な課題であるといえる。業界内における取組みとして、JCBAも損益計算の利便性向上のため、国内事業者が提供する取引履歴形式の統一に向けた活動を進めている。しかしながら、現状、暗号資産による利益は分離課税対象とはされておらず、一律の税率でないことに加えて、申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができないことなど、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げている側面がある。累進税率課税を回避するために法人化する納税者の増加による税収への影響も考えられる。

2021年6月にJCBAが暗号資産の個人利用者に対して実施したアンケート調査では、暗号資産利用者の大部分はその暗号資産投資額が少額かつその利益額も20万円以下であるため、確定申告を実施していないことが判明した。また、現行税率が高いことに起因して、暗号資産取引からの利益を敢えて確定せず、雑所得を20万円以下に抑えることで確定申告を回避している利用者層も一定程度見受けられた。なお、これら利用者のうち大多数が、分離課税が導入された場合には暗号資産への投資額を増やす、もしくは利益を確定させると回答した。また、暗号資産取引に係る所得が20万円を超過し本来確定申告を行う必要があるところ確定申告を行っていないという利用者も見受けられたが、その大半が、分離課税導入後には確定申告を行う予定であると回答した。これらの調査結果から、現状の税制度が暗号資産投資や確定申告を抑制する一因となっており、ひいては税收機会の損失に繋がっている可能性が示唆された。

② 他金融商品税制との整合性

上述（2）で述べたように、改正金融商品取引法では暗号資産が金融商品として位置づけられた。一方で税制においては、他の金融商品について20%の申告分離課税が導入されているのに対し、暗号資産取引にかかる利益への課税は分離課税対象とされていない。デリバティブ取引においてもまた、改正金融商品取引法が暗号資産デリバティブ取引を通貨デリバティブ取引に準じたものとして位置づけ、デリバティブ市場を通じた価格安定を期することで決済手段としての安定性を確保しようとしている一方で、税制においては、他の金融商品先物取引等の決済が20%の分離課税とされているのに対し暗号資産デリバティブ取引の決済は分離課税対象とされていない。さらには、暗号資産の価格を参照した仕組債等の金融商品が組成され始めており、これらの金融商品については20%の分離課税とされている一方で、参照元の暗号資産ないしについては分離課税対象とされていない。これらの金融商品の中には実質2倍以上のレバレッジで暗号資産に投資するのと同様の仕組債なども存在する。改正金融商品取引法により、顧客保護や過当投機防止等の観点から個人による暗号資産の取引についてはレバレッジ2倍が上限とされているにもかかわらず、税制は高レバレッジの金融商品を優遇しているとも受け止められかねない。これら暗号資産関連取引にかかる税制において、租税の公平性・公正性や制度内での整合性を担保する必要があると考えられる。

③ 海外の暗号資産税制に対する優位性

海外各国における暗号資産税制との比較では、米国、イギリス及び韓国等では暗号資産の取引によって生じた利益は他の金融資産と同様のキャピタルゲイン課税（概ね20%）として固定税率課税とされている¹⁹。このような海外税制と日本の税制の違いは納税者の海外移住を惹起し税收減に繋がるおそれがあるとともに、本書冒頭でも述べたように、資金決済分野の革新やブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に際し、我が国の優位性を損なう可能性があるものと思料する。

¹⁹ 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）「暗号資産の各国税制比較表」URL：<https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2021/08/3.ComparisonofTaxationofCryptoAssetsinOtherCountries.pdf>（本要望書添付4 参照）、及びOECD「Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues」(<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/taxing-virtual-currencies-an-overview-of-tax-treatments-and-emerging-tax-policy-issues.htm>)

(4) 税制上のインプリケーション

以上のように、暗号資産及び暗号資産制度においては、以下の点について重要な変化があった。暗号資産の税制上の取扱いもこれに応じて変化していく必要があると考えられる。

- 暗号資産の時価総額及び取引金額は、引き続き世界的に大幅な増加を続けており、また他の金融商品と同じく有用な決済手段および資産クラスとしての利用が国内外で確立されつつある。
- 法規制上も、2020年の金融商品取引法及び資金決済法の改正により、暗号資産の決済手段及び金融商品としての位置づけが明確化された。
- 同じく2020年の金融商品取引法改正により、暗号資産の決済性手段としての価格安定を図るために、暗号資産デリバティブが通貨デリバティブに準じたものとして位置づけられた。
- 法改正及び業界団体による自主規制上の取組みによって、暗号資産業界の課題であった不正流出対策や過当投機の防止、社会的に有用・有望な暗号資産を流通させるための仕組みづくりなど、利用者保護及び業界全体の健全化が図られた。

一方で、現行の暗号資産税制は、以下の点について課題を抱えているといえる。

- 暗号資産の仕組みそのものに起因する、その取引の特殊性に鑑みれば、利用者による適正な税務申告によって捕捉性を高めることが税の徴収において重要である中、現状税制では暗号資産による利益は分離課税対象ではなく、一律の税率でないこと、また申告の有無に関わらず前年度の損失繰越ができないことなどが、利用者による適正かつ積極的な申告の促進を妨げている。海外の暗号資産税制との格差による納税者の海外流出も懸念される。
- 法改正による暗号資産の法規制上の位置づけや、他の金融商品の枠組みの中で暗号資産の派生商品が生じている現状に鑑み、他の金融商品との税制度における整合性・公平性を担保する必要がある。
- 暗号資産を利用した資金決済分野の革新やブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化に備え、海外の暗号資産税制との乖離を縮小する必要がある。

暗号資産を取り巻く変化に対応し、現行の税制度が有する課題を解決するために、暗号資産税制の改正は不可欠といえる。申告分離課税及び損失繰越制度を導入することによって、利用者による適正かつ積極的な申告を促進し、健全かつ公平な納税環境の整備を実現するとともに、法制度内での整合性・公平性も高め、我が国の海外に対する優位性を担保することができると思われる。

これらを踏まえた上で、税務の取り扱いについて、以下、骨子及び各論にて見解を述べるものである。

5. 要望骨子

暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。暗号資産デリバティブ取引についても同様とする。

6. 各論

以下、骨子について、両協会の見解を述べる。

(1) 暗号資産交換業者を含む複数の暗号資産取引所やウォレット、サービスの間で送金・受取が起きるため、暗号資産の取得単価を各事業者が把握できないという暗号資産取引の性質上、納税義務者からの自主申告による徴税を行う必要がある一方、その確定申告に必要な損益計算は非常に煩雑であり、要申告者が確定申告を行わないことが危惧される。同時に、登録された暗号資産交換業者を介さない取引については捕捉可能性が極めて低い。その結果、納税の義務を果たしている利用者とそうでない利用者が併存する事態にもつながり、税の公平性の観点でも課題が多い。こういった事態に対応すべき税務当局の負担は大きく、無申告者の捕捉が容易ではないことがトータルでの税収減にも繋がるおそれがある。暗号資産の仕組みやその取引の特殊性に鑑みれば、分離課税及び損失繰越によるメリットを享受できる機会を設ける取り組みは、利用者による適正かつ積極的な申告を促進し、より健全な納税環境の整備を推進するものと思料する。

(2) 一方で申告分離課税に移行した場合のデメリットとして想定されることは税収に与える影響である。しかし税収に与える影響について、一見、累進税率から一律20%の税率になることから税収減を想像しがちであるが、JCBA税制検討部会が実施したアンケート調査に基づく分析によると、実はトータルでは16%近くの税収増が予測される結果となった。これは、申告分離課税及び損失繰越が導入された場合にはより積極的に利益確定を行うことや投資額を増加すると考えている個人投資家が非常に多いためである。現行税率が高いことに起因して暗号資産取引からの含み益を取らずに確定せず、雑所得を20万円以下に抑えることで確定申告ないし納税を回避している投資家も多いが、申告分離課税及び損失繰越を導入することで、これら投資家が20万円以下の利益となるように売却を抑制することなく利益確定をより積極的に行う調査結果となっている。このことは確定申告を行う対象者自体の増加も意味しており、納税者の増加に繋がることとなる。これらに加え、海外主要国の税制と同程度の税制を導入することで、アンケート調査でも比率の高かった、海外移住を検討している高額納税者の海外への流出を抑制する効果も期待できる。

なお、アンケート調査に基づく分析の詳細な内容や前提条件は別紙資料に記載の通りである²⁰。暗号資産取引に係る所得への課税が分離課税かつ税率20%となった場合、税率が変わったことのみ影響として、アンケート回答者の暗号資産取引に係る所得に対する所得税及び住民税は約58%減収する結果が得られた。一方で、暗号資産取引に係る所得が20万円を上回っているにもかかわらず、現在確定申告を行っていないという回答者が多数存在しており、その中で分離課税導入後は確定申告を行うとした回答者についての増収効果を織り込むと、減収幅は27%程度にまで縮小した。さらに、投資金額を増やす効果も考慮すると最終的には税収は16%増えるという結果となった。ここに、暗号資産取引に係る所得が20万円以下であるが分離課税導入後は確定申告を行うとした回答者についての増収効果を反映すると、税収増は18%となる。なお、分離課税導入後には含み益の益出しの割合を増やすとした回答に基づき計算した含み益の確定割合増加による税収の変動は34%の増加であるため、上記投資金額増加の効果と合わせた場合、合計で52%の増加となる。

²⁰ 出所：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)「暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果に基づく分析結果」<https://cryptocurrency-association.org/cms2017/wp-content/uploads/2021/08/4.ResultsofAnalysisBasedontheResultsofQuestionnaireSurvey.pdf> (本要望書添付3参照)

(3) 法規制の側面からも、改正法により暗号資産が金融商品として位置づけられたことにより、暗号資産の支払手段としての性質だけでなく、金融資産としての性質が認められたといえる。したがって、租税の公平性・公正性の観点及び制度内の整合性の観点からも、暗号資産取引につき、他の金融商品取引等と同様に、20%の分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産取引に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。

(4) 暗号資産デリバティブ取引においても、改正法が暗号資産デリバティブ取引を通貨デリバティブ取引に準じたものとして位置づけ、デリバティブ市場を通じた価格安定を期することで決済手段としての安定性を確保しようとしているとともに、業界自主規制の整備をはじめとする体制の高度化を図ることで、社会的に有用な暗号資産デリバティブ取引の実務を形成せんとして活動している。税制においてもまた、暗号資産デリバティブ取引を通じて暗号資産の公正な価格形成を図るという政策目的を実現するため、暗号資産デリバティブ取引につき、他の金融商品先物取引等の決済の場合と同様の扱いを要望する。

(5) また、新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備が日本政府の成長戦略実行計画案に盛り込まれ、ブロックチェーン技術の活用にも言及されていることから、今後見込まれる暗号資産を利用した資金決済分野の革新や、暗号資産を決済手段として用いるブロックチェーン技術の応用による経済社会の高度化の可能性に備えることが重要であり、暗号資産税制の整備は不可欠であると思われる。2020年5月に施行された金融商品取引法及び資金決済法の改正法案附帯決議も、「暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」としている²¹。

(6) なお、申告分離課税が導入された場合には、一律20%の税率が適用されるとともに、暗号資産取引により生じた損失は翌年以降3年間、繰越控除ができることを想定している。また、暗号資産取引により生じた利益が引き続き雑所得に区分されて申告分離課税が導入される場合、1か所から給与の支払を受けている者で給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合には確定申告を要しない等、確定申告要否の基準については現行税法に基づく取扱いと変わらないことを前提としている。

以上

²¹ 出所：衆議院 第198回国会閣法第49号附帯決議 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/zaimu084657CD14F91C6249258401000DC40E.htm
参議院 第198回国会閣法第49号附帯決議 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f067_053001.pdf

【添付1】

「暗号資産」のユースケースに係る第1回報告書

2021年7月29日

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

「暗号資産」のユースケースに係る第1回報告書

2021年 7月 29日

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA)

はじめに

ビットコインに代表される「暗号資産」については投機の道具といったネガティブなイメージで捉えられる傾向が強い。このことは、「暗号資産」を取り扱う、あるいは取り扱おうとする事業者に係る規制や税制が他の資産や金融商品を取り扱う場合と比較して厳格なものへと傾く原動力となり、本来「暗号資産」を含むブロックチェーン技術を基盤とするトークンが備えている、社会に有用な便益をもたらす機能を十分に発揮することが妨げられていると考える。

このような現状は、「暗号資産」に係る理解を促進する情報発信が十分ではないことが要因の一つとして考えられる。一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA) は、「暗号資産」の社会的な有用性について、具体的なユースケースを中心に情報を発信することを通じて「暗号資産」に対する適切な理解を促すとともに、JCBA自身が「暗号資産」に係るユースケースの創出を支援する体制を構築することを目的として「ユースケース部会」を立ち上げた。²²

本報告書は、ユースケース部会が中心となって部会メンバーや外部専門家、JCBAの他の分科会等から収集した「暗号資産」に係るユースケースに関する事例や業界動向について整理するとともに、ユースケースとなり得ると考える構想・アイデア及びJCBAが社会的に有用なユースケースの創出を支援するため体制の構築について行った議論等を取りまとめている。

● 目的

本報告書は、ビットコインを始めとする「暗号資産」に係る様々なユースケースを提示することを通じて、投機の道具という画一的なイメージとは異なる「暗号資産」の多様で革新的な側面に係る理解を促進するとともに、ユースケースを実現するために必要なエコシステムの機能と整備に向けた課題について提示することを目的としている。

また、社会的に有用な「暗号資産」に係るユースケースの出現を待つだけでなく、JCBAが有する「暗号資産」及びその周辺分野に関する専門的な知見を持つ会員企業等とのネットワークという資産を活用しながら主体的に「暗号資産」に係るユースケースの創出を支援すること、及び当該ネットワークを有効に活用するためのガバナンス体制の整備を促すことを目的としている。

²² 情報発信の必要性については海外でも認識されている。たとえば、大手金融機関や決済サービス事業者が業界団体を立上げ、暗号資産に対する誤解や誤った情報に対処することを通じて規制の適正化を促し暗号資産の潜在力を発揮する環境の整備を目指す動きも起きている。

- 本報告書の対象範囲

本報告書は、原則として資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）で定義される「暗号資産」を対象とし、いわゆるセキュリティトークン、ステーブルコイン及びNFT²³は除くが、トークンエコノミー全体や「暗号資産」に係るユースケースの創出に向けた議論においてこれらについても触れることがある。

また、「暗号資産」自体だけでなく、「暗号資産」を取り扱う事業者等のプレーヤーを含むエコシステムについても言及し、「暗号資産」が持つ機能を発揮する上での課題についても取り上げる。

- 本報告書の構成

本報告書は、以下の三つのセクションから構成されている。

- I. 「暗号資産」に係るユースケースの拡大及びエコシステムの整備

海外を中心に暗号資産を用いたユースケースの実例をテーマごとに取り上げて国内とは異なる「暗号資産」に対する受け止め方やビジネスへの取込みについて明らかにするとともに、国内で同様のユースケースが展開される上での課題及び整備が必要なエコシステムについて考察する。参考として国内におけるユースケースの事例等についても取り上げる。

- II. ユースケースの構想・アイデア

地方創生及び地域活性化などの社会課題の解決の観点から地方創生へのIEO²⁴活用といった「暗号資産」を活用するユースケースについて、具体的な構想を基に解説する。

- III. 「暗号資産」に係るユースケースの創出プロジェクトの支援案件の募集

JCBAが継続的に社会的に有用な「暗号資産」のユースケースの創出を支援するために、JCBA会員企業等が持つ知見等のリソースを活用しながら、具体的なプロジェクトの支援募集を開始するとともに、プロジェクトチームの組成を含めた推進体制を構築し、プロジェクトを実施していくためのガバナンスを含む組織体制の構築について提言を行う。

なお、時宜を得たプロジェクトを推進していく観点から、体制構築に先駆けてユースケース部会を中心にパイロット的にプロジェクトチームを組成し推進する場合がある。

²³ Non-Fundible Tokenの略。非代替性トークンと訳されることが多い。

²⁴ Initial Exchange Offeringの略

I. 「暗号資産」に係るユースケースの拡大及びエコシステムの整備

本セクションでは、海外を中心とする「暗号資産」に係るユースケースの拡大及びエコシステムの整備について、以下のカテゴリに分類して議論を進める。

➤ 「暗号資産」に係るユースケースの拡大
1. 機関投資家の参入とリテール投資商品の拡大
2. 資産価値の保全（インフレヘッジ）
3. 決済・支払手段としての活用
➤ 「暗号資産」に係るエコシステムの整備
4. カストディの台頭
5. 金融機関の暗号資産業界への参入
6. 「暗号資産」に係る事業者のステータスの向上

1.~6.の各カテゴリは概ね以下の構成となっている。

- カテゴリのテーマに係る直近の事例を、二次情報を中心に多数ピックアップ
- いくつかの代表的な事例について、一次ソースを中心に二次情報も活用しながら分析及び考察
- 国内において、類似のユースケースの拡大やエコシステムの整備の状況を確認するとともに、先行する諸外国と比較して進展に遅れが見られる場合はその要因や課題についてユースケース部会としての意見を取りまとめ

➤ 「暗号資産」に係るユースケースの拡大

1. 機関投資家の参入とリテール投資商品の拡大

「暗号資産」を投資対象と捉える機関投資家の参入及びその投資額が2020年以降急速に拡大している。伝統的な機関投資家の参入は、「暗号資産」が短期売買による「投機」の対象としてではなく、資産ポートフォリオの一部を構成し中長期にわたって保有することを前提とする「投資」の対象として捉えられていることを意味する。

また、リテール投資家が「暗号資産」現物を直接保有することなく投資可能なファンドやETF（上場投資信託）が相次いで登場している。こうした商品を組成する動きが高まっていることは、リテール投資家の「暗号資産」への「投機」だけではない「投資」も含めた金融商品としてのニーズが高まっていることを示唆している。

図表1：機関投資家とETFに係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
機関投資家	BTCファンドのグレイスケール、1月に7億ドルを積み増し	https://www.coindeskjapan.com/95679/
機関投資家	米老舗保険企業マスマチュアル、100億円相当のビットコインを購入	https://coinpost.jp/?p=205588
機関投資家	資産運用最大手ブラックロック、ビットコイン先物に投資	https://coinpost.jp/?p=233275
機関投資家	米ロスチャイルド・インベストメント、GBTCに大量投資	https://coinpost.jp/?p=202613
機関投資家	機関投資家の仮想通貨投資を認める新法案、ドイツ連邦議会で可決	https://coinpost.jp/?p=241200
大学基金	ハーバード、イェール、ミシガン…米大学基金はビットコインを購入していた	https://www.coindeskjapan.com/96894/
年金基金	ニュージーランド年金基金が昨年ビットコインへ約19億円投資していたことが明らかに	https://www.neweconomy.jp/posts/102989
ETF	グレイスケールが大手銀行BNYメロンと提携、ビットコインETFの準備開始	https://www.neweconomy.jp/posts/134727
ETF	米金融大手フィデリティがビットコインETFを申請	https://hedge.guide/news/fidelity-files-for-bitcoin-etf-bc202103.html
ETF	北米で初めてビットコインETFが承認	https://jp.cointelegraph.com/news/first-bitcoin-etf-approved-in-canada
ETF	カナダで新たなビットコインETFの申請が提出、承認済みETFの取引状況は？	https://coinpost.jp/?p=222106
ETP	イギリス初：ビットコイン上場投資商品が上場へ	https://coinpost.jp/?p=250051

ファンド	モルガンSがビットコイン運用ファンド、大手米銀で初	https://jp.reuters.com/article/morgan-stanley-bitcoin-idJPKBN2B931P
------	---------------------------	---

(1) グレイスケール・インベストメンツ

暗号資産ファンドの運用を手掛ける米国のグレイスケール・インベストメンツ (Grayscale Investments) 社は、2013年にビットコインを投資対象とするGBTC (Grayscale Bitcoin Trust) を開始した。SEC (米国証券取引委員会) 提出の年次報告書²⁵によると同ファンドが保有するビットコインは数量ベースでは2019年12月末の約26万から2020年12月末には約60万へと2倍以上に増えている。簿価ベースでは約8.4億ドルから約55.4億ドルと約6.6倍に急増している。(図表2参照)

図表2：GBTCの保有ビットコイン数、コスト、時価

	保有ビットコイン数	コスト (百万US\$)	時価 (百万US\$)
2019年12月末	261,192	839	1,866
2020年12月末	607,039	5,543	17,716
2021年3月末	654,600	7,414	38,360

出典：2020年年次報告書及び2021年第1四半期報告書²⁶

GI社は資金流入の85%は機関投資家によるものとコメントしており、2020年はビットコインを始めとする「暗号資産」に対して機関投資家の投資資金が大量に流入したことが分かる。実際に、大手資産運用会社ロスチャイルドはSEC提出資料²⁷において2020年12月末現在でGBTCを30,545口保有し、シンガポールに拠点を置く大手暗号資産ヘッジファンド「Three Arrows Capital」は2020年12月末時点で38,888,888口保有 (GBTCの6.1%) を保有している²⁸ことが明らかになっている。

ただし、カナダでのETF開始に伴い、2021年に入ってからGBTCへの資金流入ペースは鈍化しているとみられており、機関投資家の投資資金はETFやGBTCに対抗して組成された他の投資ファンドに流れていると考えられる。こうした流れを受けてGI社は、BNYメロンと提携²⁹し、GBTCのETF化の準備を進めている。

いずれにせよ、海外では機関投資家の「暗号資産」に対する投資が拡大を続ける一方で、投資の受け皿は投資ファンドからETFまで多様化が進んでいるといえる。また、ETFの登場は、「暗号資産」に対する投資がリテール投資家にとってより身近なものになっていることも示している。

(2) ファイデリティ

米国の大手資産運用会社のファイデリティ・インベストメンツ (Fidelity Investments) 社は、2021年3月24日米国SEC (証券取引委員会) にETFの承認申請を提出した³⁰。

²⁵ <https://sec.report/Document/0001564590-21-011121/>

²⁶ <https://sec.report/Document/0001564590-21-025329/>

²⁷ https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/0001020918/000102091821000002/xslForm13F_X01/inftable.xml

²⁸ https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1588489/000110465921000026/tm2039668d1_sc13ga.htm

²⁹ https://sec.report/Document/0001564590-21-036453/#gbtc-ex105_6.htm

³⁰ <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1852317/000119312521092598/d133565ds1.htm>

米国におけるビットコイン等の「暗号資産」を投資対象とするETFの承認申請は、これまで幾度となくSECに承認申請されたが、2021年6月時点で承認されたものはない。ただし、FI社のような伝統のある資産運用会社が承認申請を行ったことはなく、仮に承認された場合、米国市場の流動性とFI社の知名度、及びETFを活用したデリバティブ取引等が可能になること等を考えると、「暗号資産」の市場に対して非常に大きなインパクトを与えることになる。

国内における課題

- 機関投資家が活用しやすいカストディアン不足（信託銀行による暗号資産の管理が認められていない）
- 機関投資家が活用しやすい信頼できる円建て暗号資産価格指標のソース不足
- 暗号資産現物への直接投資以外に暗号資産を投資対象とする投資信託やETFといった活用しやすい投資手段の不足（暗号資産を投資対象とする投資信託及び投資証券については、国内での取り扱いが金融行政において事実上認められていない）
- 投資運用業者が暗号資産のアセットマネジメントをするには兼業承認が必要であるが、これが金融行政上認められるか不明確

国内では機関投資家による「暗号資産」への投資が活発に行われているという話は聞かない。仮に「暗号資産」への投資を行うとしても、エコシステムとして必要な機能がいくつか不足していることも大きな課題の一つと考える。

代表的なものとして機関投資家の「暗号資産」を管理するカストディアンの不足がある。暗号資産交換業者や信託会社であれば法規制上「暗号資産」を預かる余地はあるものの、現実的には信託銀行でなければ国内の機関投資家は「暗号資産」現物を預けることはないと考えられる。しかしながら、兼営法施行規則³¹及び監督指針等での厳格な規制もあり国内の信託銀行が「暗号資産」の管理をすることは実態として行われていない。

「暗号資産」現物を預かることのできるカストディアンがなければ国内の機関投資家が「暗号資産」現物を保有することはできない。証券化された有価証券として保有することが考えられるが、こちらも国内で組成しようとすると現実的には信託銀行が「暗号資産」現物を保有する必要がある。信託銀行が保有できなければ投資信託もETFも組成できない。

また、国内での「暗号資産」投資に対しては信頼できる円建て暗号資産価格の指標が必要となる。指標が出来れば店頭及び市場デリバティブ取引が容易になり市場に厚みが出るほか、価格指標に国内の暗号資産交換所の取引データが利用されるようになれば、ヘッジ取引や裁定取引の現物取引需要を国内に取り込むこともできる。しかしながら、現時点では機関投資家が利用可能なほど信頼性が高く国内の暗号資産交換所の取引データに基づいて幅広く提供されている円建て暗号資産価格指標は見当たらないと考える。

株式などは本国等特定の国に流動性が集中する傾向があり、情報開示負担などから複数国に上場する企業は限られている。これに対して、ビットコインといった「暗号資産」への投資は、現時点では基本的にどの国からでも投資可能である。仮に米国においてETFが認められた場合、世界中の「暗号資産」への投資資金・流動性を集めてしまう可能性がある。

³¹ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則

たとえば、国内機関投資家は日本で独自に組成されたETFや投資ファンド、あるいは「暗号資産」現物に投資する必要はなく、単に米国ETFに直接または間接的に投資するだけで良くなるかもしれない。

米国ETFに投資する場合、円建て暗号資産価格指標は、国内の暗号資産交換所のデータを基に作成された指標である必要性は乏しくなり、米ドル建て価格を為替換算するだけになるかも知れない。

結果として、国内機関投資家による「暗号資産」投資が進んだとしても、そのタイミングが遅ればカストディ、指標、その他のエコシステムに係るビジネスは日本においてほとんど発生しない可能性がある。

2. 資産価値の保全（インフレヘッジ）

米国ドルを含む法定通貨の信用の毀損リスクの高まりを背景に手元現金の一部等をビットコインに変える上場企業が相次いでいる。中には法定通貨で資金調達しビットコインを購入する企業や自社製品の購入に際してビットコイン支払いを認める企業も現れている。

法定通貨の信用の毀損、言い換えるとインフレによる通貨価値の減価を起り得るリスクと捉え、保有する現金を減価しない資産に交換することが企業価値の維持・向上に資すると考える上場企業が増えている。このことは、「暗号資産」が「投機」でなく資産価値を保全するための「資産」として捉えられていることを示している。なお、現時点ではインフレヘッジとして選択される「暗号資産」はビットコインに集中している。

このような流れが大きくなる場合、多くの企業や個人が資産保全のためにビットコインを購入し、保有し続けることになり、売却もそれなりに行う機関投資家が参入するよりも大きなインパクトが「暗号資産」市場に与えられることになると考えられる。³²

図表3：資産価値の保全（インフレヘッジ）に係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
企業投資	米マイクロストラテジー再び買い増し、ビットコイン保有数が10万BTC突破	https://coinpost.jp/?p=255032#038;from=in_article00
企業投資	米テスラがビットコイン15億ドル購入	https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN08BC70Y1A200C2000000/
企業投資	ツイッター創業者経営のスクウェア、53億円相当のビットコインを購入	https://coinpost.jp/?p=188997
企業投資	カナダ上場企業NexTechがビットコイン保有へ、資産分散化目的で	https://coinpost.jp/?p=210014
企業投資	米ナスダック上場企業Mogo1億円相当のビットコインを購入	https://coinpost.jp/?p=208855

(1) マイクロストラテジー

³² レンディングサービスの拡大等により売買以外に金利による「暗号資産」の需給調節が機能すると「暗号資産」を保有したまま市場に流動性を供給するメカニズムが働き「暗号資産」の長期保有者が増加することによって需給調節が機能しなくなるリスクは低下すると考えられる。

米国NASDAQ上場企業であるマイクロストラテジー（MicroStrategy）社は、2020年8月にMS社の手元現金から2.5億USドルでビットコインを購入したことを公表³³した。MS社CEOのマイケル セイラー（Michael J. Saylor）氏は、「ビットコインへの投資は、株主の長期的価値を最大化するための新たな資本政策の一環である」、「この投資は、世界で最も広く採用されている暗号通貨としてのビットコインは信頼できる価値の保存手段であり、現金の保有よりも長期的に評価される魅力的な投資資産であるという我々の見方に基づいている」と述べている。

MS社はその後も、転換社債等で資金調達をしながらビットコインへの投資を続けており、2020年の年次報告書³⁴及び2021年第1四半期報告書³⁵によると、2020年12月末現在で時価総額10億ドル以上及び2021年3月末で20億ドル弱のビットコインを保有している。

図表4：マイクロストラテジー社の保有資産（抜粋）（単位：百万USドル）

	2019年12月末	2020年12月末	2021年3月末
現金及び現金同等物	456	59	82
デジタル資産	0	1,054	1,946
総資産	916	1,465	2,443

出典：マイクロストラテジー社2020年年次報告書及び2021年第1四半期報告書

この「デジタル資産」は、すべてビットコインである。したがって、MS社の総資産の約8割がビットコインということになる。同社の株式に投資するということはビットコインに投資しているのに近いということになる。

(2) テスラ

米国NASDAQ上場企業で電気自動車メーカーのテスラ（Tesla）社は、2020年の年次報告書³⁶の中で後発事象として2021年1月に投資方針を変更し、ビットコインに15億米ドルを投資したことを公表した。

テスラ社は「2021年1月、業務を維持するために必要な流動性を超える現金について利益の最大化及び分散化を図るための柔軟性を持たせるように当社の投資方針を更新しました。当該方針の一環として、当社はそのような現金の一部を特定の代替準備資産に投資する場合があります。その後、この方針に基づいてビットコインに合計15億ドルを投資しました。」とコメントしている。

また、テスラ社製品の購入代金の支払いにビットコインを利用できるようにすることも公表し、その後実際にテスラ社の電気自動車をビットコインで購入可能とすることを2021年3月に公表した。

国内における課題

- カストディアン不足（信託銀行による暗号資産の管理が認められていない）
- 信頼できる円建て暗号資産価格指標のソース不足

³³ <https://www.microstrategy.com/content/dam/website-assets/collateral/financial-documents/press-release-archive/MicroStrategy%20Adopts%20Bitcoin%20as%20Primary%20Treasury%20Reserve%20Asset.pdf>

³⁴ https://www.microstrategy.com/content/dam/website-assets/collateral/financial-documents/financial-document-archive/Form-10-K_01-12-2021.pdf

³⁵ <https://sec.report/Document/0001564590-21-021949/>

³⁶ https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1318605/000156459021004599/tsla-10k_20201231.htm

- 暗号資産現物への直接投資以外の暗号資産を投資対象とする投資信託やETFといった活用しやすい投資手段の不足

暗号資産関連のビジネスを手掛けていない国内の上場企業で価値の保存という観点から大規模なビットコインあるいは「暗号資産」への投資を行った事例は少ないながらも³⁷。機関投資家と同様に、仮に企業が「暗号資産」への投資を行うとしても、エコシステムとして必要な機能のいくつかが不足していることもこうした利用の拡大を妨げる要因の一つとなっている。

事業会社が「暗号資産」現物を自社で管理することは難しく、カストディサービスの利用は不可欠と考えられる。また、単なる投資ではなく、自社製品・サービスの購入に対する決済手段として「暗号資産」を利用可能とすることを想定する場合、有価証券形態での保有ではなく、現物での保有ニーズが高まるとい点でもカストディサービスが必要不可欠な機能となる。

3. 決済・支払手段としての活用

「暗号資産」を決済・支払手段として利用可能にする企業や公的団体及び給与等の支払として利用する動きが拡大している。

前述のテスラ社のように自社商品・サービスの購入代金の支払いに「暗号資産」の利用を認める企業も拡大しているが、多数の加盟店を抱える決済サービスの提供企業が「暗号資産」を決済手段として採用するケースでは、利用者数や利用可能な商品・サービスの数という点でよりインパクトが大きい。

また、公的団体が「暗号資産」を決済や給与支払いに利用する動きは、「暗号資産」が「投機」以外にも社会的に有用なユースケースがあることを強く示している。

このような決済・支払への「暗号資産」の利用は、明らかに「投機」とは異なるユースケースといえる。

図表5：決済・支払手段としての活用に係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
決済	法定通貨にビットコイン、エルサルバドル 世界初	https://jp.reuters.com/article/el-salvador-bitcoin-idJPKCN2DN08G
決済	ペイパルが米国で仮想通貨取引と支払いサービスを開始	https://jp.cointelegraph.com/news/paypal-s-crypto-goes-live-in-the-us https://coinpost.jp/?p=203571
決済	マスターカードも仮想通貨決済へ本格参入年内にも対応開始へ	https://coinpost.jp/?p=219851
決済	Fold、米国内のスタバやアマゾン、Uberがビットコイン支払いに対応。Fold社提供のライトニング決済	https://crypto.watch.impress.co.jp/docs/news/1195550.html

³⁷ 4月28日、東証1部上場企業ネクソンがビットコイン1億ドル相当を購入したことを発表。<https://www.nikkei.com/article/DGXZQUC284PN0Y1A420C2000000/>

決済	米Visa、ビットコインが特典の新クレカ提供 へーブロックファイと提携 クレカ最大手Visa CEO「コモディティではなく決済面での仮想通貨に注目」	https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-12-02/QKO5TJDWX2PU01 https://coinpost.jp/?p=201169
決済	ビットペイ、企業向けに仮想通貨の大量決済サービスをローンチ	https://jp.cointelegraph.com/news/bitpay-launches-mass-crypto-payments-for-businesses
決済	米国初、パスポート費用にビットコイン決済導入事例	https://coinpost.jp/?p=198597
給与	マイアミ市長、ビットコインで職員給与支給を提案 – 仮想通貨で納税も	https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-02-12/QOEEQ6T0AFB601
給与	テネシー州ジャクソンでもビットコインによる職員の給与支払いを検討表明 マイニングでBTC獲得も	https://jp.cointelegraph.com/news/jackson-tennessee-follows-miami-s-lead-to-adopt-bitcoin-operations
支払	ルーマニアの公立大学、入学金支払いに仮想通貨を導入	https://jp.cointelegraph.com/news/romanian-university-plans-to-accept-crypto-payments-for-admission-fees
決済	米北部市、公共料金支払いにビットコイン・仮想通貨決済を導入	https://coinpost.jp/?p=245259
支払	スイスのツーク州が2021年度からビットコインとイーサリアムでの納税を可能に	https://www.neweconomy.jp/posts/65821
決済	米国のコンビニチェーン、ビットコイン決済を受け入れ	https://jp.cointelegraph.com/news/american-convenience-store-chain-now-accepts-bitcoin-payments

(1) エルサルバドル

中米エルサルバドルは、ビットコインを法定通貨とする法案が可決され9月7日から施行される。既存の法定通貨である米ドルに加えてビットコインが第2の法定通貨となる。ビットコインが法定通貨となるのは世界で初めて。

ただし、日本では外国通貨と認められず、引き続き資金決済法上の暗号資産であるとの解釈が示されている。

(2) ペイパル

全世界に3億人のユーザーを抱える決済サービス事業者のペイパル (PayPal Holdings) 社は、2020年10月PP社のアカウント保有者に対して数種類の暗号資産の売買を可能にする新サービスを開始し、2021年の早い時期に同社の2,600万の加盟店での支払への暗号資産の利用を可能にすることを公表した³⁸。

³⁸ <https://newsroom.paypal-corp.com/2020-10-21-PayPal-Launches-New-Service-Enabling-Users-to-Buy-Hold-and-Sell-Cryptocurrency>

PP社は、「金融包摂と金融へのアクセス、決済システムの効率化、迅速化、強靱化、及び政府が市民に迅速に資金を支払う能力の点で明らかな利点をもたらす通貨のデジタル化の潮流は不可避である」とコメントしている。

その後実際にPP社は2021年3月に米国の利用者を対象として暗号資産を支払いに利用できるサービスを開始した。

このように、これまで限定的なケースに限られていたビットコイン等の暗号資産を用いた決済が身近なものになる可能性が出てきた。実際の暗号資産を用いた決済サービスの提供に当たっては、国ごとの規制を遵守する必要があるほか、税制面でのデメリットも考えられることから、暗号資産決済が一気に普及するかどうかは不透明ではあるが、多くのユーザーに暗号資産決済の選択肢が提示されることは、顧客認知や顧客体験の観点から大きな意味を持つと考えられる。

国内における課題

- 暗号資産による支払い時に認識する譲渡損益
- 少額非課税制度
- カストディにおける顧客資産95%をコールドウォレット等により保管する規制

国内ではペイパル社のような多数の利用可能店舗を抱える決済サービス事業者が本格的に「暗号資産」を支払いに利用可能とするケースはまだない。仮に今後大規模な顧客基盤及び利用可能商品・サービスを抱えるプラットフォーム等が「暗号資産」を支払いに利用できるようにするとしてもいくつかの課題がある。

一つは、「暗号資産」の譲渡損益に対する課税の問題で、個人の場合、現状の雑所得としての課税では外貨建ての支払と比較して税負担が重い。また、少額非課税制度がないと日常の買い物でも課税対象となるため利便性が低くなる。

もう一つは、度々取り上げるカストディの問題である。ただし、カストディアンの有無の問題に加えて、国内の法規制上、「暗号資産」を管理する暗号資産交換業者は顧客資産の95%以上をコールドウォレット等で保管することが求められていることも大きな課題となり得る。

こうした決済サービスの利用者は、そもそも利用者資産のうち日常的に使う金額のみをチャージして使う傾向がある。このような日常の買い物目的の資金のみを預かる決済サービス業者は、チャージされた金額の5%までしか、ホットウォレット等の速やかに「暗号資産」を移転可能な状態に置くことが出来ず、顧客資産の95%は支払い指図から数時間～数日のタイムラグを置いてようやく移転可能なコールドウォレット等に保管されるため顧客利便性が著しく低下するという課題がある。この日本独特の規制は今後「暗号資産」を用いた支払サービスの普及の阻害要因になる可能性があると考えられる。

➤ 「暗号資産」に係るエコシステムの整備

4. カストディの台頭

顧客のために「暗号資産」を管理するカストディ業務は、「暗号資産」のユースケースを創出する上で必要なエコシステムの中でも最上位に位置する。顧客のために「暗号資産」を管理するカストディサービスは、単に「暗号資産」現物を預かる機能を提供するだけでは、機関投資家や上場企業の「暗号資産」を預かることは難しい。信頼のおける事業者が手掛けるカストディサービスである必要がある。

機関投資家の資産保管、ETFの前提にもなる投資ファンドの組成、企業による「暗号資産」の保有、決済サービス業者など多くのユースケースにおいて必要なサービスであり、十分なカストディサービスが提供されない国では、国内の「暗号資産」のユースケースの創出は難しい。

図表6：カストディの台頭に係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
カストディ	フィデリティ、暗号資産カストディサービスの提供を開始	https://hedge.guide/news/fidelity-custody-test-launch-201902.html
カストディ	米最古の銀行BNYメロンが機関投資家の需要を受けビットコインカストディサービス参入	https://coinchoice.net/bny-melon-will-start-bitcoin-custody-to-respond-for-institutional-investor-demand_bnews/
カストディ	ドイツ銀行、暗号資産のカストディ事業を計画	https://www.coindeskjapan.com/99434/
カストディ	英スタンダードチャータード銀行、仮想通貨カストディアン「Zodia」提供を発表	https://coinpost.jp/?p=205078
カストディ	米ナスダック上場の投資銀行、仮想通貨カストディ提供へ	https://coinpost.jp/?p=244861

(1) BNYメロン

41.7兆米国ドルの資産を管理し、2.2兆米国ドルの資産運用残高を有するBNYメロン（Bank of New York Mellon）社は、2021年2月デジタル資産部門を設置し、「暗号資産」を含むデジタル資産のカストディ業務に参入することを公表した。³⁹

BNYメロン社は、「BNYメロンは、デジタル資産に係る統合されたサービスを提供する計画を発表した最初のグローバル銀行であることを誇りに思っています」及び「デジタル資産に対するクライアントの需要の高まり、先進的なソリューションの成熟及び規制の明確さの向上は、既存のサービスをこの新しい分野に拡大する絶好の機会を我々に提供しています」とコメントしている。

³⁹ <https://www.bnymellon.com/us/en/about-us/newsroom/press-release/bny-mellon-forms-new-digital-assets-unit-to-build-industrypercent27s-first-multi-asset-digital-platform-130169.html>

2021年3月、BNYメロン社は、デジタル資産の保管、送金、発行プラットフォームのファイアブロックス（Fireblocks）社へ行った1.33億米ドルの資金調達⁴⁰に参加し、戦略的投資を行ったことが分かった。

また、2021年3月、SkyBridge CapitalがSECに承認申請を行ったビットコインETFの目論見書⁴¹では、BNYメロン社がサービス提供者（The Administrator及びTransfer Agent）として記載されており、ETFの分野にも進出を図っていることが明らかになっている。

2021年7月、GrayScale社と提携し、GS社のビットコイン投資商品のサービスプロバイダーとなることを公表した。⁴²

(2) スタンダードチャータード銀行

2020年12月、英スタンダードチャータード銀行（Standard Chartered Bank）のイノベーション及びベンチャー部門であるSCベンチャーズと、資産サービスの大手プロバイダーであるノーザントラストは、暗号資産に係る機関投資家向けのカストディソリューションであるZodia Custodyを立ち上げることで合意した。⁴³

国内における課題

- 信託銀行による暗号資産の管理が認められていない
- 暗号資産交換業者が顧客から預かる「暗号資産」のうち95%以上は迅速な出金が難しいコールドウォレット等での保管が求められている

資金決済法上、他人のために暗号資産の管理をすることは、暗号資産交換業者以外であっても「当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合」には可能となっている。具体的には信託業法に基づいて「暗号資産」を預かることが可能と理解されているが、現在の金融行政上、信託銀行に拠る暗号資産の信託は認められていない。また、信託会社による暗号資産の信託は理論的には可能であるものの、どの程度の態勢整備が求められるのか不明であり事業化に着手することが難しい状況となっている。

さらに、資金決済法に基づいて暗号資産交換業者が顧客の「暗号資産」を預かる場合、95%以上をコールドウォレット等で保管することが求められており、決済サービス業者が「暗号資産」を決済で利用可能とする場合、即時に動かせる状態に置かれている「暗号資産」が、顧客がチャージしている金額の5%までしかないことになり、加盟店への支払タイミングや決済サービス業者による立替払いなど運用面での工夫が必要となる。

また、「暗号資産」といった資産を裏付けとして証券を発行する機能は、ステーブルコインやセキュリティトークンにも通じる機能であり、「暗号資産」の利便性を高めるために有用な機能である。これは暗号資

⁴⁰ <https://www.fireblocks.com/blog/133m-series-c-fireblocks-is-here-for-the-long-run/>

⁴¹ https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1852143/000144554621001542/skybridge_sl.htm

⁴² <https://jp.investing.com/news/cryptocurrency-news/article-430786>

⁴³ <https://www.sc.com/en/media/press-release/weve-partnered-with-northern-trust-to-launch-zodia-a-cryptocurrency-custodian-for-institutional-investors/>

産交換業者では提供不可能な機能であり、こうした機能を国内で提供できなければ、関連ビジネスは海外に流れてしまうことになる。⁴⁴

5. 金融機関の暗号資産業界への参入

伝統的金融機関が「暗号資産」に係るビジネスを手掛ける事例が相次いでいる。参入する多くの金融機関は、顧客ニーズの高まりを参入理由に挙げており、「投機」でない「暗号資産」に対する強いニーズが伝統的な金融機関にも届き、金融機関を「暗号資産」業界へと動かしていることが分かる。

金融機関が取り扱うということは、「暗号資産」が「金融商品」として位置づけられるようになってきたといえる。

図表7：金融機関の暗号資産業界への参入に係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
金融機関	ゴールドマン、暗号資産の取引デスクを再開へ——休止から3年	https://www.coindeskjapan.com/101094/
金融機関	シンガポール最大手銀DBS、機関投資家向け仮想通貨取引所を来週ローンチへ	https://coinpost.jp/?p=205468
金融機関	スペイン大手銀のBBVA、暗号資産サービスを計画：関係者	https://www.coindeskjapan.com/90967/
金融機関	S&Pダウ・ジョーンズが2021年から仮想通貨インデックスを提供へ	https://jp.cointelegraph.com/news/bitcoin-arrives-on-wall-street-s-p-dow-jones-launching-crypto-indexes-in-2021
金融機関	米銀シティ、暗号資産サービスを検討	https://www.coindeskjapan.com/107992/
金融機関	UBS銀、富裕層向けの仮想通貨サービスを検討	https://coinpost.jp/?p=243857
金融機関	JPEルガン、富裕層向けのビットコインファンドを夏にも提供か	https://coinpost.jp/?p=240310
金融機関	モルガン・スタンレー、ファンドにビットコイン投資信託を追加	https://coinpost.jp/?p=257031

(1) ゴールドマンサックス

⁴⁴ <https://techcrunch.com/2020/12/29/new-york-licenses-gmo-internet-to-issue-the-first-jpy-pegged-stablecoin/>

米投資銀行ゴールドマンサックス（Goldman Sachs）社は、2021年第2四半期にプライベート・ウェルス・マネジメント（富裕層を対象とした資産運用サービス）顧客に暗号資産の投資サービスを開始することにしたと報じられている。⁴⁵

国内における課題
<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産を投資対象とする投資信託等の組成が極めて困難 金融機関が暗号資産を取り扱うことについて厳しい制約

国内においては、投資信託といったリテール投資家に身近な金融商品で「暗号資産」を対象とするものはない。また、金融機関が「暗号資産」への投資を顧客に進めることは難しくなっている。たとえば、銀行の場合、銀行グループにおける暗号資産の取得等について、リスクが顕在した際のレピュテーション上のリスクまで考慮した体制の構築が求められており、「暗号資産」に対するネガティブなイメージが先行する国内においては銀行をはじめとする金融機関が「暗号資産」を取り扱うことは困難となっている。

6. 「暗号資産」に係る事業者のステータスの向上

暗号資産取引所の運業者など「暗号資産」に係る事業者の上場及び上場の検討が海外で相次いでいる。伝統的な証券取引所への上場は、「暗号資産」に係るビジネスが上場に値するビジネスとして認められた証左であるとともに、上場を可能にするほどの収益をもたらす市場規模となっていることを示している。

図表8：「暗号資産」に係る事業者のステータスの向上に係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
IPO	米コインベース、4月14日にナスダック上場時 価総額は11兆円超の予想	https://www.coindeskjapan.com/104409/
IPO	ビットコイン先物プロバイダーのBakkt、NY証券取引所に上場へ	https://coinpost.jp/?p=212253
IPO	仮想通貨取引企業の上場事例続るか 米GeminiもIPO検討	https://coinpost.jp/?p=213169

(1) コインベース

2021年4月米大手暗号資産取引所コインベース（Coinbase）社は、ナスダックに上場した。初値での時価総額は1000億米国ドル弱となった。上場目論見書⁴⁶によると、2020年の売上は12億米国ドルで純利益は3.2億米国ドルとなっている。売上は、取引手数料に依存しており、「暗号資産」価格と取引量によって大きく変動することがリスク要因として最上位に上げられている。

コインベース社によると、設定口座数は4300万で2020年の月次の平均稼働口座数は280万としている。一概に比較できるものではないが、日本暗号資産交換業協会の統計資料⁴⁷によると、2021

⁴⁵ <https://www.coindeskjapan.com/104217/>

⁴⁶ <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1679788/000162828021003168/coinbaseglobalincs-1.htm>

⁴⁷ <https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202102-KOUKAI-01-FINAL.pdf>

年2月は日本全体で設定口座が417万、稼働口座が246万となっており、コインベース1社で国内の暗号資産交換業者の合計を超える利用者を抱えていることになる。

国内における課題

- 暗号資産交換業者が取扱可能な暗号資産の種類が少ない
- 脆弱な暗号資産交換業者の収益基盤

国内では暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の種類は極めて限定的となっている。これは、暗号資産効果業者が取り扱う「暗号資産」については、事前に届け出ることが求められており、実務的にはJVCEAによる厳格な審査が行われるとともに、金融庁の承認が必要であるため、これまで取り扱い実績のない新規「暗号資産」を中心に審査期間が長くなり、多大な時間や労力を費やすことになると言われている。このことは、機動的な取扱い商品の追加を難しくしているほか、海外展開を図る上でも、課題となり得る。

また、暗号資産関連のデリバティブ取引も規制対象となり、個人顧客についてはレバレッジが最大2倍と低く設定されるなど、ビジネス展開上の制約は多い「暗号資産」のレンディングやNFTなど規制対象ではない業務からの収益拡大を進めている暗号資産交換業者が多いものの総じて「暗号資産」市場の活況に収益が左右される状態である業者が多いと見ている。顧客基盤の構築に投資と期間を要するものの安定収益となり得る「暗号資産」による決済・支払サービスなどは税制上の課題等もあり実現に向けたハードルは低くない。

(参考) 国内の「暗号資産」に係るユースケースの動向

図表9：国内の「暗号資産」のユースケースに係る直近の事例

カテゴリ	トピック	ソース
IEO	コインチェックとHashpalette、日本初のIEO (Initial Exchange Offering)、2021年7月に実施	https://coinpost.jp/?p=181688 https://www.coindeskjapan.com/114830/
決済	ポイント・電子マネーと仮想通貨の交換サービス続々 (コインチェック、bitFlyer、ディーカレット、楽天ウォレット)	https://www.coindeskjapan.com/19236/ https://coinpost.jp/?p=223084
決済	メルカリ、暗号資産取引所を計画-メルコインを設立。暗号資産とウォレット・ペイメントの融合へ。	https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ028090S1A400C2000000 https://www.coindeskjapan.com/104515/
決済	暗号資産・ビットコインの活用で、次世代デジタル社会を創る Linksを設立	https://coinpost.jp/?p=204561
決済	日本のビットコイン決済対応店舗 通信販売：79件、実店舗：263件 (2021年3月15日現在掲載数)	https://jpbitcoin.com/shops

寄付	暗号資産で寄付・被災地支援、国内外で広がりへ。自然災害、首里城・ノートルダム大聖堂焼失、新型コロナ対策で日本全国の医療機関を支援など。	https://www.coindeskjapan.com/29118/ https://www.neweconomy.jp/posts/56804
金融商品	SBI、日本初の「暗号資産ファンド」の立ち上げを検討	https://coinpost.jp/?p=162804
金融商品	国内初のビットコイン証券化商品「BTCレバレッジトラッカー」の取り扱い開始へ（eフロント証券、SBI証券）	https://coinpost.jp/?p=217620 https://www.neweconomy.jp/posts/89904

II. ユースケースの構想・アイデア

本報告書では、実際のユースケースの事例を提示するだけでなく、「暗号資産」を活用して社会的な課題を解決するユースケースについて次の2つの視点からユースケース部会での議論を取りまとめる。具体的には地方創生や地域活性化を社会的な課題として設定し、「暗号資産」を活用することを基点として課題解決につなげていくアイデアと地方創生や地域活性化という課題を「暗号資産」を含むトークン等を用いながら課題を解決していくアプローチの二種類を取り上げた。

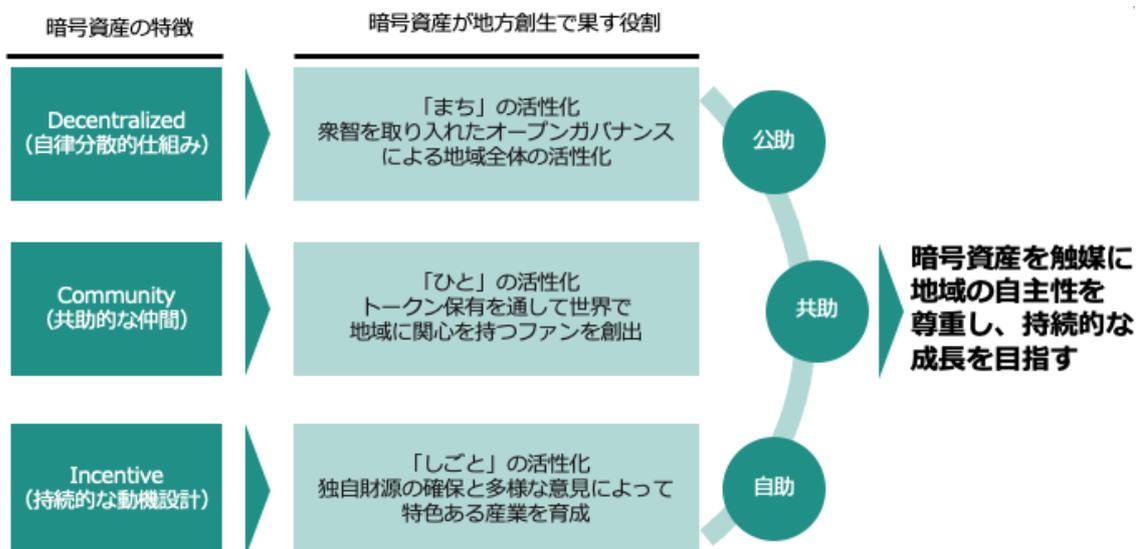
1. 「暗号資産」を活用したユースケース～地方創生IEO

(1) 背景：地方活性化のための財源問題の解決

- 地方では迅速で柔軟性ある解決が求められる課題が山積み
 - 人口流出、雇用減少、少子高齢化、環境問題等課題は山積
 - 防災対策、医療、インフラ維持、DX化、産業創出などの対策が必要
- 地方が主体となって対処するには新たな財源確保が課題
 - 税収減の一方で、インフラ維持のコストは下がらず、地方財政が逼迫
 - 昨年以降、新型コロナの感染拡大の長期化で地域経済は疲弊している
 - 補助金などの自治体負担の増加により更なる税収減が予想される
 - 地方自治体では慢性的な財政悪化が続き、新たな資金源が必要である
- 地域独自の暗号資産の発行が自主財源の確保の選択肢の一つに
 - 交付金や起債といったこれまでの手法だけではなく、独自性や自主性を持った方法が求められる
 - 近年では、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなどの新しい手法が増加している
 - 一方で、新しい手法の過当競争でかえって自治体の財政を圧迫させてしまうという欠点もある
 - 地方自治体若しくは域内公益法人による独自の暗号資産の発行も選択肢の一つとして考えられる

(2) 新しい技術（暗号資産/ブロックチェーン）の活用の可能性

2020年5月資金決済法改正に伴い、暗号資産を発行・販売して資金を調達する法的枠組みとして、IEO（Initial Exchange Offering）の仕組みが確立され、法律的安全性のある形での暗号資産による資金調達が可能となった。



- 法改正で誕生した新しい資金調達方法であるIEO
 - 数年前に世界的にブームとなった暗号資産の販売による資金調達（ICO：Initial Coin Offering）は、発行体の透明性、プロジェクトの継続性や適切な評価が、必ずしも担保されておらず、消費者保護の観点等から規制の必要性について広く議論されてきた
 - そうした経緯の下、現状では発行体が暗号資産交換業者に受託販売を委託するIEOが主流となりつつある
 - 国内でも改正資金決済法施行以降、ガイドライン策定等の制度整備がなされており、法的には実施可能な体制になっている
- IEOによる安全で公平な暗号資産発行を実現
 - 金融庁に登録された暗号資産交換業者が発行元から委託を受けて販売を行うため信頼性が高い
 - 暗号資産交換業者での上場を前提に暗号資産の販売が行われるため、購入者に対して適切な取引環境の提供が可能である
 - 暗号資産交換業者のユーザーであれば誰でも購入が可能であり、公平な機会提供が可能となる

2. 地域活性化とデジタル地域通貨及び「暗号資産」

「暗号資産」の活用からではなく、社会課題の解決を基点とし、全体としての解決策の中に「暗号資産」の活用が含まれるというアプローチも考えられる

ここでは、以下のような(1)「デジタル地域通貨」及び(2)「暗号資産」を組合せて地域内の資金を有効活用するとともに域外からの消費や投資を呼び込んで地域活性化につなげていくユースケースについて考察する。

(1) デジタル地域通貨

「デジタル地域通貨」は、特定の地域内の加盟店のみで利用可能な電子マネーである。利用可能な店舗が地域内に限られるため消費を地域内に留める効果がある。

また、利用可能な加盟店を変えることで様々な商品に変えることができる。たとえば都道府県単位であれば地域通貨かもしれないが、市町村単位まであえて利用可能な加盟店の範囲を狭めることでデジタル地域商品券へと変えることができる。ふるさと納税の返礼品やプレミアム商品券として活用することが可能になってくる。

さらに利用可能な加盟店の範囲を商店街などに狭めても新しい商品券を作ることができる。究極的には個別の店舗で使えるクーポン券などもデジタルであれば容易に作成できる。これによってこれまで紙の商品券しか使えなかった地域単位の町おこしにデジタルの商品券が使えるようになれば、地域外の利用者にも容易に販売可能になり、インバウンドの消費を地域が一体となって呼込むことが可能になる。

また、電子マネーであるがゆえに、少額の決済や送金の利便性が高い点で後述の「暗号資産」との相性が良いと考える。

(2) 「暗号資産」

「暗号資産」を特定の地域内の企業が不特定多数の投資家から資金を調達する手段（いわゆるセキリティトークンに該当するスキームを除く）として活用する。デジタルの特性を生かすこと及び地域活性化に資するものとする観点から、数十万円から数百万円程度の小規模の資金調達と数千円程度を最低投資単位とするデジタル地域通貨による少額投資のスキームを想定する。

これまで地方企業は、必要な資金調達額が大きくないことから証券化等のスキームを組成する費用を負担しながら不特定多数の投資家から資金を集めることは難しかった。集団投資スキームとして他の地域資源とともにファンドを組成して資金調達できるケースがあったとしても機動的な資金調達手段ではなかった。

「暗号資産」を少額短期の資金ニーズに対して数千円といった小口の投資資金を不特定多数から集めることによって資金調達を達成させるスキームに活用する。利用権のようなセキリティトークンに該当しないものを想定する。

デジタル地域通貨の利用者であれば基本的に当該地域と関わりのある、又は関心の高い利用者であるため、そこに向けて投資情報を発信することでより効率的に投資資金を集めることが可能となる。

電子マネーであれば、1000円の投資や数円の配当も実行しやすくなるうえに、投資や配当の代わりにデジタル地域通貨とすれば域内資金の還流を強くすると同時に域外からの投資や消費の域内への呼び込みも繋がりより地域活性化に資することになる。地域内でしか使えない地域通貨と地域に対する投資の受け皿となる「暗号資産」を組合せることで相乗効果が期待できる。

概念的にはクラウドファンディング（CF）に近く、CFの持分をデジタル化したものが「暗号資産」といえる。

この構想で課題となるのは情報開示も含めた「暗号資産」の発行市場と流通市場の整備である。「暗号資産」の発行者が不特定多数の投資家に販売するためには自ら暗号資産交換業者となるか既存の暗号資産交換業者に販売委託することになる。暗号資産交換業者が新規の「暗号資産」を取り扱うための手続は非常にハードルが高く、安価に「暗号資産」を国内で発行することは困難であることが課題の一つとなる。

また、発行後の「暗号資産」の流通市場も必要となるが、発行規模が小さく、投資持分も少額の「暗号資産」を効率よく移転させる流通市場を構築することはかなり困難ではあるが、こうした課題が解決すれば、「暗号資産」を地域活性化に活用する道が切り拓けていくものと考えられる。

III. 「暗号資産」に係るユースケースの創出プロジェクトの支援案件の募集

1. JCBAによるユースケース創出支援

JCBAは、暗号資産取引業者、ウォレット業者などの暗号資産・ブロックチェーン関連ビジネス事業者、コンサルティングファーム、法律事務所、税理士など現在100社（正会員31社、準会員65社、特別会員4社）が会員であり、理事は暗号資産交換業者を中心として構成し、法律顧問として暗号資産に詳しい法律事務所が参加している。「暗号資産」に関連する知見に限らず、その周辺のステーブルコインやSTO、NFTなどブロックチェーン上のデジタル資産に関する幅広い領域を取り扱っており、その分野に精通する専門家が多く関与している。

この幅広い領域における専門性を活かし、12の分科会（広報部会、マイニング部会、セキュリティ・システム部会、ICO・IEO部会、税制検討部会、金融部会、ステーブルコイン部会、ステーキング部会、カストディ部会、ユースケース部会、NFT部会、DeFi部会）を設置し、活発な議論とユースケースなどの情報発信、各種提言及び税制改正要望を通じた国内での暗号資産関連ビジネスの環境整備に取り組んでいる。

JCBAは、「暗号資産」に係るユースケースの創出に向けて、JCBAが持つ専門家によるネットワークを活用し、技術・法律・会計・税務などの多角的な面からサポートを行い、ユースケースとなるプロジェクトについての枠組みの課題の整理から、スキーム及び全体のエコシステムを提案することで、プロジェクトを推進することが可能になると考える。

さらに、この度、地方自治体や研究・教育機関を対象として、会員種別「団体会員」を新設し、特に地方自治体に対しては、SDGs、国土強靱化の観点から、暗号資産やブロックチェーン上のデジタル

資産を利用した地方創生、地域振興を実現するための支援を行うべく、自治体との連携に取り組んでいく。

2. ユースケース創出支援に係るガバナンス体制の構築

JCBAが会員と連携しながら「暗号資産」に係るユースケースの創出を支援するにあたっては、以下のような観点も含め、JCBA、会員、ユースケース案件関係者間で起こることが想定される利害対立や利益相反等を管理・調整しながら具体的なプロジェクトを進めていくためのガバナンス体制をあらかじめ構築した上、関係者間で合意を取ることが望ましいと考える。

- ユースケース創出に繋がり得る潜在案件及び契約等を締結し実際に支援を実施している案件（以下「ユースケース案件」という。）に関する会員との情報共有の基準及び方法
- ユースケース案件に関与する会員の選定基準及び選定方法
- ユースケース案件に係る業務遂行に関する意思決定機関および意思決定方法
- ユースケースの創出支援に係るJCBA及び会員の役割と責任範囲

他方で、多数の関係者が一体となってユースケース創出に取り組むというこれまでにない活動であることや、時宜を得た「暗号資産」のユースケース創出に向けたプロジェクトについての遂行という観点から、当面の間、パイロットプロジェクトとしてJCBA及びユースケース部会が中心となって一部専門家である会員企業等も加えながら少数の案件について試験的に取り組んでいくことも検討する。

3. ユースケース創出の支援案件の募集

JCBAは、Ⅱのユースケースの構想・アイデアにあるようなユースケースを例に具体的に社会的課題の解決につながる「暗号資産」のユースケース創出プロジェクトを支援する。とりわけ、新設した団体会員を活用し、地方自治体との連携体制を構築しながら、地方創生に貢献できるユースケースの創出に向けて、ユースケース部会を中心に取り組んでいく。

たとえば、Ⅱの1.の「暗号資産」を活用したユースケースとして想定している地方創生IEOについて、枠組みの課題・論点の整理及びスキームやエコシステムの提案について公表し、IEOに関心のある自治体の募集を行っていく。また、地方自治体向けの勉強会を開催するなど、地方自治体の関心を高め、地方創生IEOの実施を検討する地方自治体には団体会員として入会を促し、暗号資産に関する最新知識について継続的に知見を深めていく機会を提供しつつ、自治体との連携を深め、個別プロジェクトとしてIEOの実施へサポートを行っていく。

以上

ユースケース部会運営体制及び参加会員一覧

部会長 保木健次 有限責任 あずさ監査法人
フィンテック・イノベーション部 副部長 金融統轄事業部ディレクター
副部会長 吉田世博 株式会社HashPort 代表取締役
幹事 佐野領子 QUOINE株式会社
Head of Japan Business Development & Sales in BD & Sales
法律顧問 河合健 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

(部会員企業26社) 会員番号順

■ 正会員

ビットバンク株式会社
株式会社ビットポイントジャパン
QUOINE株式会社
SBI VCトレード株式会社
コインチェック株式会社
楽天ウォレット株式会社
Bitgate株式会社
株式会社HashPort
株式会社bitFlyer
Payward Asia株式会社

■ 準会員

有限責任監査法人トーマツ
EY新日本有限責任監査法人
有限責任 あずさ監査法人、
Forexware Japan株式会社
株式会社CryptoLab
株式会社クリプタクト
株式会社Aerial Partners
株式会社CAICA
Elliptic Japan 株式会社
M S みなと総合法律事務所
たまらん坂税理士事務所
株式会社HashHub
トゥーキューブス株式会社

■ 特別会員

森・濱田松本法律事務所
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
片岡総合法律事務所

暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA)
税制検討部会

JCBA税制検討部会では、2022年税制改正要望に向けた調査の一環として、暗号資産に投資している皆様に対し、暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケートを実施いたしました。

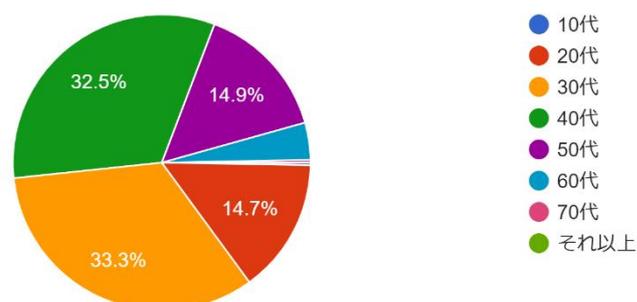
対象：一般の暗号資産投資家

募集期間：2021年6月7日(月)～7月16日(金)

回答数：10,639件 (Q7、Q8及びQ14は追加質問のため回答数615件)

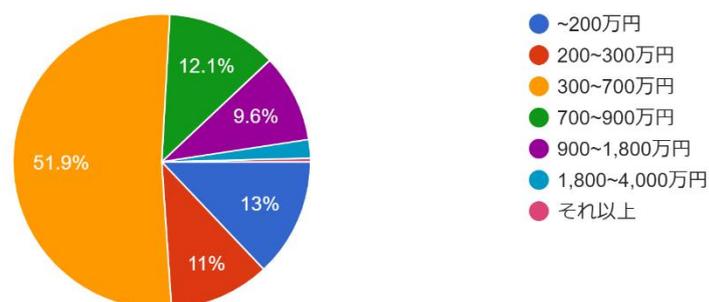
Q1. ご自身の年代をご選択ください。

10,639 件の回答



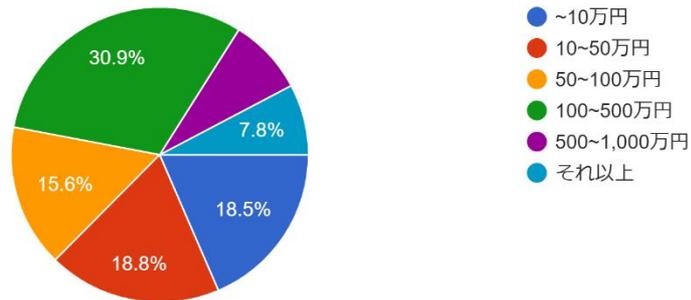
Q2. ご自身の年収（暗号資産による所得を除く）を教えてください。

10,639 件の回答



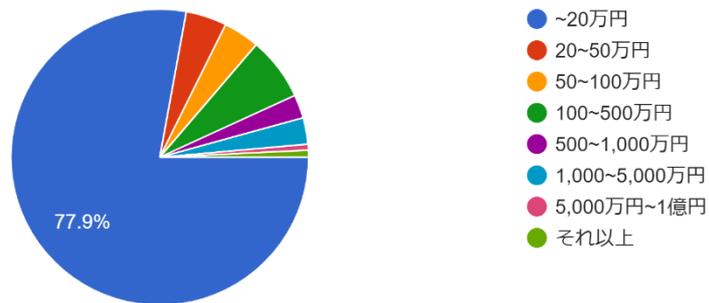
Q3. 暗号資産の投資金額を教えてください。

10,639 件の回答



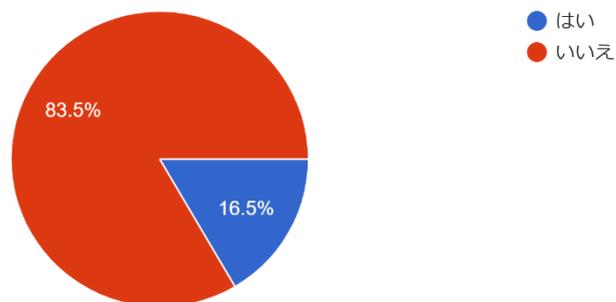
Q4. 2020年の暗号資産の所得金額を概算でいいので教えてください。

10,639 件の回答

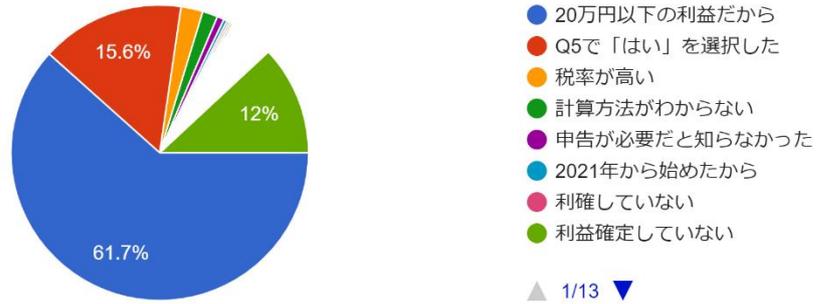


Q5. 2020年の暗号資産の利益に対して確定申告を行ったか教えてください。

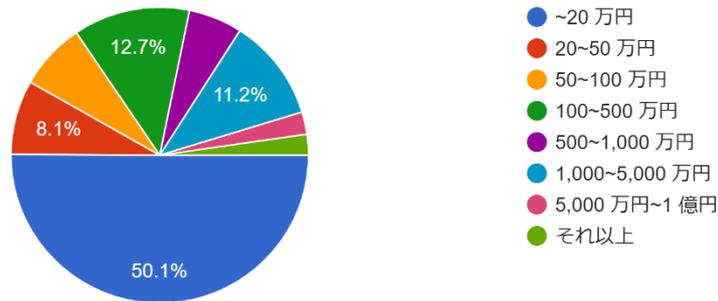
10,639 件の回答



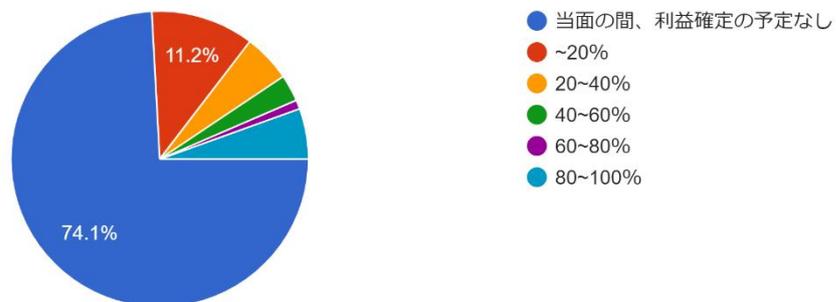
Q6. (Q5で「いいえ」と答えた方に質問) 確定申告を行わなかった理由をご選択ください。
10,639 件の回答



Q7. 2020 年末時点での暗号資産の未決済の含み益の金額を概算でいいので教えてください。
615 件の回答

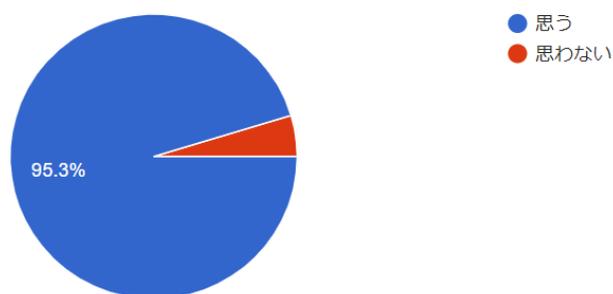


Q8. 含み益の内、毎年何%くらいを利益確定（決済）するか教えてください。
615 件の回答



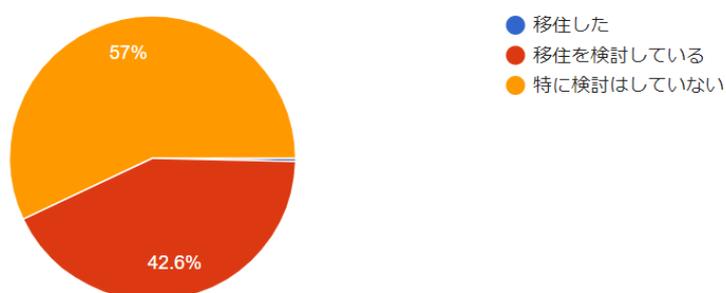
Q9. 暗号資産に係る所得に対する日本の税率が高いことが、日本における暗号資産・ブロックチェーン技術の普及や技術革新の妨げになっていると思いますか。

10,639 件の回答



Q10. 暗号資産に係る所得に対する日本の税率に起因して、より税率の低い国への移住をした、または検討していますか。

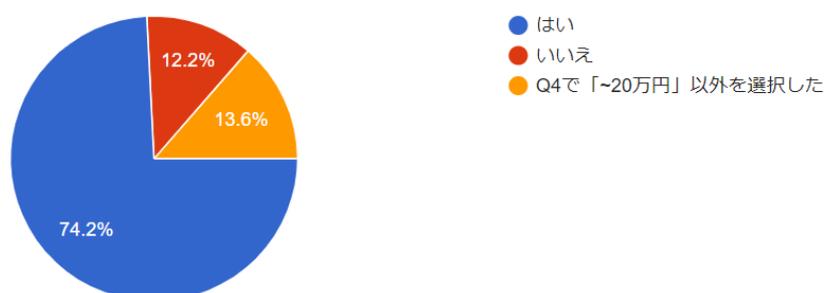
10,639 件の回答



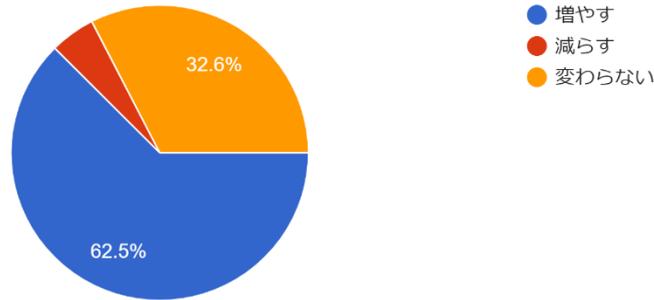
分離課税になった場合

Q11. (Q4で暗号資産の所得金額が20万円以下と答えた方に質問) 現状「20万円以下の所得は原則として申告不要」ですが、仮に分離課税が認められた場合、20万円以下の所得でも申告が必要になります。そうなったとしても、分離課税の要望を提出するのが望ましいと思いますか。

10,639 件の回答



Q12. 分離課税が認められた場合、ご自身の暗号資産への投資金額に変化はあると思いますか。
10,639 件の回答



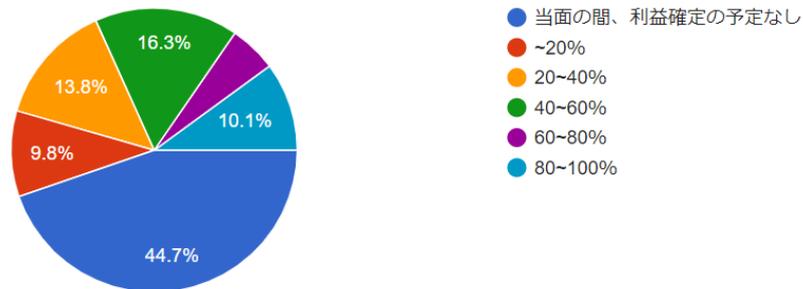
Q13. (Q12で「増やす」と答えた方に質問) 暗号資産への投資金額を何パーセントくらい増やしたいか、ご選択ください。

10,639 件の回答

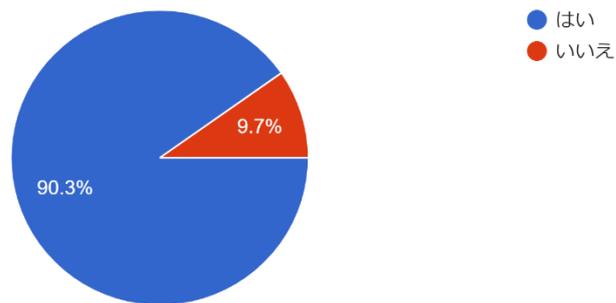


Q14. 分離課税が認められた場合、未決済の含み益の何%程度を利益確定(決済)するか教えてください。

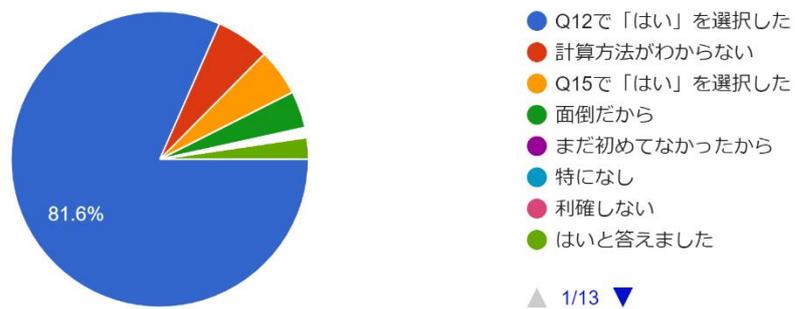
615 件の回答



Q15. 分離課税となった場合、確定申告を毎年行いますか。
10,639 件の回答



Q16. (Q15で「いいえ」と答えた方に質問) 確定申告を行わない理由をご選択ください。
10,639 件の回答



Q17. その他、暗号資産税制についてご意見やご感想があればご記入下さい。(回答は任意です)

暗号資産の税務申告と税制改正要望に関するアンケート調査結果に基づく分析結果

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)
税制検討部会

1. アンケート調査の概要

集計期間：2021年6月7日～2021年7月16日

回答数：10,639件（内、含み益に関する追加質問3問の回答数615件）

質問数：17問（内、含み益に関する追加質問3問）

2. 計算に使用した前提

- ① 暗号資産以外の所得について、各回答内容の推定所得は以下とした。

質問 Q2. ご自身の年収（暗号資産による所得を除く）を教えてください。

回答	暗号資産以外の推定所得 (円)
～200万円	1,000,000
200～300万円	2,500,000
300～700万円	5,000,000
700～900万円	8,000,000
900～1,800万円	13,500,000
1,800～4,000万円	29,000,000
それ以上	52,000,000

- ② 暗号資産投資金額について、各回答内容の推定投資金額は以下とした。

質問 Q3. 暗号資産の投資金額を教えてください。

回答	暗号資産に係る推定投資金額 (円)
～10万円	50,000
10～50万円	300,000
50～100万円	750,000
100～500万円	3,000,000
500～1,000万円	7,500,000
それ以上	13,000,000

- ③ 暗号資産所得について、各回答内容の推定所得は以下とした。

質問 Q4. 2020年の暗号資産の所得金額を概算でいいので教えてください。

回答	暗号資産に係る推定所得 (円)
～20万円	100,000

20～50万円	350,000
50～100万円	750,000
100～500万円	3,000,000
500～1,000万円	7,500,000
1,000～5,000万円	30,000,000
5,000万円～1億円	75,000,000
それ以上	130,000,000

- ④ 分離課税導入後の暗号資産投資金額について、各回答内容の推定増加率は以下とした。

質問 Q11. 暗号資産への投資金額を何パーセントくらい増やしたいか、ご選択ください。

回答	推定増加率
～20%増	1.1倍
20%～40%増	1.3倍
40%～60%増	1.5倍
60%～80%増	1.7倍
80～100%増	1.9倍
それ以上	2.6倍 (2倍×1.3)

- ⑤ 含み益金額について、各回答内容の推定含み益金額は以下とした。

質問 Q7. 2020 年末時点での暗号資産の未決済の含み益の金額を概算でいいので教えてください。

回答	推定含み益金額 (円)
～20 万円	100,000
20～50 万円	350,000
50～100 万円	750,000
100～500 万円	3,000,000
500～1,000 万円	7,500,000
1,000～5,000 万円	30,000,000
5,000 万円～1 億円	75,000,000
それ以上	130,000,000

- ⑥ 含み益の利益確定割合について、各回答内容の推定利益確定割合は以下とした。

質問 Q8. 含み益の内、毎年何%くらいを利益確定 (決済) するか教えてください。

質問 Q14. 分離課税が認められた場合、未決済の含み益の何%程度を利益確定 (決済) するか教えてください。

回答	推定利益確定割合
～20%	10%
20%～40%	30%
40%～60%	50%
60%～80%	70%
80%～100%	90%
当面の間、利益確定の予定なし	0%

3. 計算方法

前提①の推定所得から各回答者における暗号資産以外に係る所得に対する所得税及び住民税を計算し、かつ暗号資産所得について確定申告を行っている者については前提①及び前提③の合計所得から全体の所得に対する所得税及び住民税を計算し、その差分に注目することで、現状の暗号資産所得に対する所得税・住民税の金額を計算した。

分離課税が導入された場合の税収変化の分析においては、A) 税率のみ20%に変更となった場合の税収の変化、B) 分離課税となった場合に確定申告を行うと回答した者が確定申告を実際に行ったと想定した場合の税収の変化、C) 分離課税となった場合に暗号資産への投資金額を増額すると回答した者が暗号資産に係る所得を増額した場合の税収の変化、D) 暗号資産取引に係る所得が20万円以下であり、分離課税となった場合に確定申告を行うと回答した者が確定申告を実際に行ったと想定した場合の税収の変化、E) 分離課税となった場合に含み益を利確すると回答した者が実際に利確した場合の税収の変化、を計算し、最終的にA) ないしE) の計算結果を反映することで、分離課税が導入された場合の人々の投資行動及び納税行動の変化を加味した分析を行い、トータルの税収変化を計算した。(なお、E) の計算において、含み益に関する質問3問は追加質問であったことから回答者は一部であったため、推定税収変化においては回答者の税収変化率を元に全回答者の推定税収変化を算出した。)

4. 分析結果

現状

現在の推定暗号資産税収 (円)
7,817,760,500

A) 税率のみ20%に変更となった場合の税収の変化

推定税収変化 (円)	税収変化/現在の暗号資産税収
-4,517,812,215	-57.8%

B) A) に加え、分離課税となった場合に確定申告を行うと回答した者が確定申告を実際に行ったと想定した場合の税収の変化

推定税収変化 (円)	税収変化/現在の暗号資産税収
-2,104,918,405	-26.9%

C) B) に加え、分離課税となった場合に暗号資産への投資金額を増額すると回答した者が暗号資産に係る所得を増額した場合の税収の変化

推定税収変化 (円)	税収変化/現在の暗号資産税収
1,252,664,551	16.0%

D) C) に加え、暗号資産取引に係る所得が20万円以下であり、分離課税となった場合に確定申告を行うと回答した者が確定申告を実際に行ったと想定した場合の税収の変化

推定税収変化 (円)	税収変化/現在の暗号資産税収
1,399,257,591	17.9%

E) D) に加え、分離課税となった場合に含み益を利確すると回答した者が実際に利確した場合の税収の変化

推定税収変化（円）	税収変化/現在の暗号資産税収
4,029,468,261	51.5%

以上

暗号資産の各国税制比較表

【添付4】

課税面から見た暗号資産(仮想通貨)の位置付け	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
個人の所得税	金融資産/支払手段 原則雑所得、事業と認められる場合は事業所得(国税庁「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」J 8)。 最大45% (住民税込みで55%)で総合課税。申告分離ではない。 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要。	資産という以上の区分なし(通貨ではない)(※2.1) キャピタルゲイン課税。1年以上保有した場合、「long-time capital gain」として最大20%までの税率で課税。1年未満の保有の場合は通常の累進課税。(※2.2)	のれん以外の無形資産 所有を觀念でき、認識可能な価値を有する限り、暗号資産は“chargeable asset”としてキャピタルゲイン課税の対象になる。(※3.1) 納税者が“higher or additional rate taxpayer”である場合には、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率に服する。(※3.2)	無形資産 (“immaterial assets”) (※4.1) 信頼性のあるガイドラインが乏しい状況であり、一般原則に従って課税される。仮想通貨を1年以上保有している場合には原則として課税されない。(※4.1)	のれん以外の無形資産 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン(下記のとおりの仮想通貨相互の交換は含まれない。)は、30%の固定税率で課税されており、また、年間の利益が305ユーロを超えない限りは課税されない。 ただし、機関投資家やマイニング事業者については、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象になる。(※5.1)
マイニングにより取得した仮想通貨の最初の課税時点	マイニングによる取得時点	マイニングによる取得時点 受領時点での時価を収入として認識する。また、事業として行っている場合には、“Self-Employment”による収入として課税に服する。(※2.3)	マイニングによる取得時点 課税の有無は活動の内容等に左右され、もし取引として行われない場合には、雑所得 (“miscellaneous income”) として取り扱われる。(※3.3)	事業者/恒常的な取引者であるかどうかにより異なる。	処分(交換)時点
仮想通貨の交換等につき課税が発生する場合	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品/サービスとの各交換	法定通貨及び物品/サービスとの各交換
(ご参考) 消費税 (VAT) の課税	2017年7月1日以降、原則として非課税(仕入税額控除計算に当たり非課税売上高にする必要なし。) ただし、貸借取引等、現行では課税取引と整理せざるを得ない場合が存在する。	アメリカには消費税そのものは存在せず、州で定められた売上税 (Sales Tax) 又は使用税 (Use Tax) が存在するのみである。	原則として課税対象外 (※3.4)	マイニングは非課税。一方、それ以外のデジタルウォレットやオンライン取引プラットフォームについては課税される。(※4.2)	マイニングはサービス提供として課税の対象になる。また、物品の仮想通貨での購入も VAT の対象になる。一方、法定通貨との交換や仮想通貨の売買は課税対象外。(※5.2)

※1 本比較表は、特段の注記がない限り、OECD “Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues”の記載を前提に整理している。

※2.1 IRS ウェブサイト “Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions” Q-1,Q-2

※2.2 IRS ウェブサイト “Topic No. 409 Capital Gains and Losses”

※2.3 IRS ウェブサイト “Notice 2014-21” Q-8 & Q-9

※3.1 GOV.UK Cryptosassets Manual “CRYPTO22050- Cryptosassets for individuals: Capital Gains Tax: what is an asset”

※3.2 GOV.UK “Capital Gains Tax”

※3.3 GOV.UK Cryptosassets Manual “CRYPTO21150- Cryptosassets for individuals: Income Tax: mining transactions”

※3.4 GOV.UK VAT Finance Manual “VATFN2330- Money (including transfer of money) and related services: examples of services and products falling within item 1. Bitcoin and similar cryptocurrencies”

※4.1 LEXOLOGY “The Virtual Currency Regulation Review-Germany-”

※4.2 USA LIBRARY OF CONGRESS “Germany: Federal Ministry of Finance Publishes Guidance on VAT Treatment of Virtual Currencies”

※5.1 LEXOLOGY “The Virtual Currency Regulation Review-France-”

※5.2 “Cryptocurrencies and Taxes in France: All There is to Know”

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

Japan Cryptoasset Business Association (JCBA)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-10-6 BIZ SMART神田901号室

TEL : 03-3502-3336 E-mail : info@cryptocurrency-association.org

HP : <https://cryptocurrency-association.org>